

官報

号外 昭和四十三年十二月二十日

○第六十回 衆議院會議録 第六号

昭和四十三年十二月二十日(金曜日)

議事日程 第四号

昭和四十三年十二月二十日

午後二時開議

第一 昭和四十二年における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

日程第一 昭和四十二年における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和四十三年十二月二十日 衆議院會議録第六号

法律案(内閣提出)

日程第五 国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

元滿鉄職員であつた公務員等の恩給等通算に関する請願外三百三十九請願

内閣委員会、地方行政委員会、法務委員会、外務委員会、大蔵委員会、文教委員会、社会労働委員会、農林水産委員会、商工委員会、運輸委員会、通信委員会、建設委員会、予算委員会、決算委員会及び議院運営委員会並びに災害対策特別委員会、公職選挙法改正に関する調査特別委員会、科学技術振興対策特別委員会、石炭対策特別委員会、産業公害対策特別委員会、物価問題等に関する特別委員会、交通安全対策特別委員会及び沖縄及び北方問題に関する特別委員会において、各委員会から申出のあつた案件について閉会中審査するの件(議長発議)

午後二時六分開議
○議長(石井光次郎君) これより會議を開きます。

日程第一 昭和四十二年における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(石井光次郎君) 日程第一、昭和四十二年における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

昭和四十二年における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和四十三年十二月十一日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

昭和四十二年における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律

(昭和四十二年における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律の一部改正)

第一条 昭和四十二年における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律(昭和四十一年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

題名中「昭和四十二年度」の下に「及び昭和四十三年度」を加える。

第一条の見出し中「昭和四十二年九月三十日以前の」を削り、同条第七項中「第五項」を第七項に改め、同条中同項を第九項とし、第六項を第八項とし、同条第五項中「から前項まで」を「及び第三項から前項まで」に改め、「年金を含む」の下に「次項において「地方公共団体の長等の退職年金等」というを加え、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 第二項から第五項までの規定は、地方公共団体の長等の退職年金等で昭和四十三年九月三十日において現に支給されているものについて準用する。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

第一条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の」を「前二項の」に、「前項各号列記以外の部分」を「昭和四十二年十月分から昭和四

昭和四十二年における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案 五九

昭和四十三年十二月二十日 衆議院會議録第六号

十三年九月分までについては、第一項各号列記以外の部分に、「として、同項を」とし、昭和四十三年十月分以後については、前項において準ずるものとされる第一項各号列記以外の部分中「仮定退職年金条例の給料年額」とあるのは「仮定退職年金条例の給料年額で次項の規定により読み替えられたものに、その年額を恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第四十八号）附則別表第四に掲げる仮定俸給年額とみなした場合におけるその額にそれぞれ対応する同表の第一欄に掲げる金額（七十歳以上の者については、同表の第二欄に掲げる金額）を加えて得た額」と、「仮定共済法の給料年額」とあるのは「仮定共済法の給料年額で次項の規定により読み替えられたものに、その額を十二で除して得た額を別表第三の二に掲げる仮定給料とみなした場合におけるその額にそれぞれ対応する同表の第一欄に掲げる金額（七十歳以上の者については、同表の第二欄に掲げる金額）の十二倍に相当する金額を加えて得た額」として、第一項又は前項に、「応じ、同項を」応じ、第

昭和四十二年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

六〇

一項又は前項に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第五項各号」を「第六項各号」に改め、「除く」の下に「。次項において同じ」を加え、同項の次に次の一項を加える。

2 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で昭和四十三年九月三十日において現に支給されているものについては、同年十月分以後、その額を、前項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項第一号中「一・三三」とあるのは「一・四四」と、同項第二号中「仮定給料年額を求めた」とあるのは「仮定給料年額を求め、更に、当該仮定給料年額で別表第一の二の上欄に掲げるものに対応する同表の下欄に掲げる仮定給料年額を求めた」と読み替えるものとする。

別表第一の備考中「百分の百三十二」を「一・三三」に、「五十円」を「五〇円」に、「百円」を「一〇〇円」に改め、同表の次に次の一表を加える。
別表第一の二

別表第一の仮定給料年額	仮定給料年額
一三、五〇〇円	二三、八〇〇円
一六、六〇〇	二七、二〇〇
一九、四〇〇	三〇、二〇〇
二二、二〇〇	三三、四〇〇
二五、五〇〇	三六、九〇〇
二九、九〇〇	四一、七〇〇
三六、二〇〇	四八、六〇〇
四二、八〇〇	五五、八〇〇
四九、三〇〇	六二、八〇〇
五六、〇〇〇	七〇、二〇〇
六二、五〇〇	七七、二〇〇
六九、一〇〇	八四、四〇〇
七三、四〇〇	八九、一〇〇
七七、五〇〇	九三、七〇〇
八二、四〇〇	九九、〇〇〇
八九、三〇〇	一〇六、五〇〇
九五、一〇〇	一一二、九〇〇
一〇〇、八〇〇	一二九、〇〇〇
一〇七、五〇〇	一三六、三〇〇
一一四、三〇〇	一四三、八〇〇
一二一、七〇〇	一五〇、二〇〇
一二九、一〇〇	一五七、六〇〇
一三八、五〇〇	一六六、四〇〇
一四四、二〇〇	一七四、八〇〇
一五一、九〇〇	一八二、八〇〇
一五九、三〇〇	一九〇、二〇〇
一六七、四〇〇	一九八、六〇〇
一七五、一〇〇	二〇六、〇〇〇
一八二、四〇〇	二一四、四〇〇
一九〇、八〇〇	二二二、八〇〇
一九八、三〇〇	二三〇、二〇〇
二〇六、五〇〇	二三八、六〇〇
二一四、三〇〇	二四六、四〇〇
二二二、九〇〇	二五四、八〇〇
二二九、一〇〇	二六二、二〇〇
二三八、五〇〇	二七〇、六〇〇
二四四、二〇〇	二七八、〇〇〇
二五一、九〇〇	二八六、四〇〇
二五九、三〇〇	二九四、八〇〇
二七四、一〇〇	三〇二、二〇〇
二七八、〇〇〇	三一〇、六〇〇
二八九、二〇〇	三一八、〇〇〇
三〇四、三〇〇	三二六、四〇〇
三二〇、九〇〇	三三四、八〇〇
三三九、三〇〇	三四二、二〇〇

昭和四十三年十二月二十日 衆議院會議録第六号

昭和四十二年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

六一

三三七、四〇〇
三四九、〇〇〇
三五五、七〇〇
三七五、五〇〇
三八五、三〇〇
三九五、五〇〇
四一五、三〇〇
四三五、二〇〇
四四〇、三〇〇
四五六、七〇〇
四八〇、〇〇〇
五〇三、一〇〇
五一七、四〇〇
五三一、四〇〇
五五九、六〇〇
五八七、八〇〇
五九三、五〇〇
六一五、九〇〇
六四四、二〇〇
六七二、四〇〇
七〇〇、五〇〇
七一八、二〇〇
七三七、一〇〇
七七三、五〇〇
八一〇、三〇〇
八二八、七〇〇
八四六、七〇〇
八八三、一〇〇
八九九、八〇〇
九一九、六〇〇
九五六、一〇〇
九九五、八〇〇
一、〇一六、三〇〇
一、〇三五、七〇〇
一、〇五六、〇〇〇
一、〇七五、六〇〇
一、一五、三〇〇

三六八、〇〇〇
三八〇、八〇〇
三八八、一〇〇
四〇九、七〇〇
四二〇、四〇〇
四三一、四〇〇
四五三、〇〇〇
四七四、七〇〇
四八〇、四〇〇
四九八、二〇〇
五二三、七〇〇
五四八、九〇〇
五六四、五〇〇
五七九、七〇〇
六一〇、四〇〇
六四一、三〇〇
六四七、四〇〇
六七一、九〇〇
七〇二、七〇〇
七三三、六〇〇
七六四、二〇〇
七八三、五〇〇
八〇四、一〇〇
八四三、八〇〇
八八三、九〇〇
九〇四、一〇〇
九二三、六〇〇
九六三、四〇〇
九八一、六〇〇
一、〇〇三、二〇〇
一、〇四三、〇〇〇
一、〇八六、四〇〇
一、一〇八、七〇〇
一、一二九、八〇〇
一、一五二、〇〇〇
一、一七三、四〇〇
一、二一六、七〇〇

別表第二の仮定給料	仮定給料
九、四六〇円	一〇、三二〇円
九、七二〇	一〇、六〇〇
九、九五〇	一〇、八五〇
一〇、二七〇	一一、二〇〇
一〇、四六〇	一一、四一〇
一〇、八三〇	一一、八一〇
一一、三五〇	一二、三八〇
一一、九〇〇	一二、九八〇
一二、四四〇	一三、五七〇
一三、〇〇〇	一四、一八〇
一三、五四〇	一四、七七〇
一四、〇九〇	一五、三七〇
一四、四五〇	一五、七六〇
一四、七九〇	一六、一四〇
一五、二〇〇	一六、五八〇
一五、七八〇	一七、二一〇
一六、二六〇	一七、七四〇
一六、七三〇	一八、二五〇
一七、二九〇	一八、八六〇
一七、八六〇	一九、四八〇
一八、四八〇	二〇、一五〇
一九、〇九〇	二〇、八三〇
一九、八八〇	二一、六八〇
二〇、三五〇	二二、二〇〇

別表第二の二

別表第二の次に次の一表を加える。

備考
年金の額の計算の基礎となつてゐる別表第一の仮定給料年額が一・三、五〇〇円に満たないときは、その仮定給料年額に一・三二分の一・四四を乗じて得た額（その額に、五〇円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五〇円以上一〇〇円未満の端数があるときはこれを一〇〇円に切り上げるものとする。）を仮定給料年額とする。

一、一五五、〇〇〇
一、一七四、六〇〇
一、一九四、八〇〇
一、二六〇、〇〇〇
一、二八一、四〇〇
一、三〇三、四〇〇

二〇、九九〇
二一、六一〇
二二、八四〇
二三、一七〇
二四、一〇〇
二五、三六〇
二六、七四〇
二七、四四〇
二八、一二〇
二九、〇八〇
三〇、六四〇
三一、二九〇
三二、一一〇
三三、九六〇
三四、六一〇
三五、二七〇
三六、六九〇
三八、〇六〇
四〇、〇〇〇
四一、九三〇
四三、一二〇
四四、二八〇
四六、六三〇
四八、九八〇
四九、四六〇
五一、三三〇
五三、六八〇
五六、〇三〇
五八、三八〇
五九、八五〇
六一、四三〇
六四、四六〇
六七、五三〇
六九、〇六〇
七〇、五六〇
七三、五九〇
七四、九八〇

二二、九〇〇
二三、五七〇
二四、九二〇
二五、二七〇
二六、二九〇
二七、六六〇
二九、一七〇
二九、九四〇
三〇、六七〇
三一、七三〇
三二、三四〇
三四、一四〇
三五、〇三〇
三五、九五〇
三七、七五〇
三九、五六〇
四〇、〇三〇
四一、五二〇
四三、六四〇
四四、七四〇
四七、〇四〇
四八、三一〇
五〇、八七〇
五三、四四〇
五三、九五〇
五五、九九〇
五八、五六〇
六一、一三〇
六三、六八〇
六五、二九〇
六七、〇一〇
七〇、三二〇
七三、六六〇
七五、三四〇
七六、九七〇
八〇、二八〇
八一、八〇〇

別表第二の二の仮定給料		備考	
第一欄	第二欄	年金の額の計算の基礎となつてゐる別表第二の仮定給料の額が九、四六〇円に満たないときは、その仮定給料の額に一・三二の一・四四を乗じて得た金額(一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額)をこの表の仮定給料とする。	
第一欄	第二欄		
一〇、三二〇円	七三〇円	七六、六三〇	八三、六〇〇
一〇、六〇〇	七五〇	七九、六八〇	八六、九二〇
一〇、八五〇	七七〇	八二、九八〇	九〇、五三〇
一一、二〇〇	七九〇	八四、六九〇	九二、三九〇
一一、四一〇	八一〇	八六、三一〇	九四、一五〇
一二、八二〇	八四〇	八八、〇〇〇	九六、〇〇〇
一二、三八〇	八八〇	八九、六三〇	九七、七八〇
一二、九八〇	九二〇	九二、九四〇	一〇一、三九〇
一三、五七〇	九七〇	九六、二五〇	一〇五、〇〇〇
一四、一八〇	一、〇〇〇	九七、八八〇	一〇六、七八〇
一四、七七〇	一、〇五〇	九九、五七〇	一〇八、六二〇
一五、三七〇	一、〇九〇		
一五、七六〇	一、一二〇		
一六、一四〇	一、一四〇		
一六、五八〇	一、一八〇		
一七、二一〇	一、二二〇		
一七、七四〇	一、二六〇		

一八、二五〇	一、二九〇	二、二八〇
一八、八六〇	一、三四〇	二、三六〇
一九、四八〇	一、三八〇	二、四三〇
二〇、一五〇	一、四三〇	二、五二〇
二〇、八三〇	一、四八〇	二、六〇〇
二一、六八〇	一、五三〇	二、七一〇
二二、二〇〇	一、五八〇	二、七八〇
二二、九〇〇	一、六三〇	二、八七〇
二三、五七〇	一、六八〇	二、九五〇
二四、九二〇	一、七七〇	三、一二〇
二五、二七〇	一、七九〇	三、一六〇
二六、二九〇	一、八六〇	三、二八〇
二七、六六〇	一、九六〇	三、四六〇
二九、一七〇	二、〇七〇	三、六五〇
二九、九四〇	二、一二〇	三、七四〇
三〇、六七〇	二、一八〇	三、八三〇
三一、七三〇	二、二四〇	三、九七〇
三二、三三〇	二、二九〇	四、〇四〇
三四、一四〇	二、四二〇	四、二七〇
三五、〇三〇	二、四八〇	四、三八〇
三五、九五〇	二、五五〇	四、四九〇
三七、七五〇	二、六八〇	四、七二〇
三九、五六〇	二、八〇〇	四、九五〇
四〇、〇三〇	二、八三〇	五、〇〇〇
四一、五二〇	二、九四〇	五、一九〇
四三、六四〇	三、〇九〇	五、四五〇
四五、七四〇	三、二四〇	五、七二〇
四七、〇四〇	三、三三〇	五、八八〇
四八、三一〇	三、四三〇	六、〇四〇
五〇、八七〇	三、六一〇	六、三六〇
五三、四四〇	三、七八〇	六、六八〇
五三、九五〇	三、八三〇	六、七四〇
五五、九九〇	三、九七〇	七、〇〇〇
五八、五六〇	四、一五〇	七、三三〇
六一、一三〇	四、三三〇	七、六四〇
六三、六八〇	四、五一〇	七、九六〇
五六、二九〇	四、六三〇	八、一六〇

備考
別表第二の二の仮定給料の額が一〇、三三〇円に満たないときは、その仮定給料の額に、一四四分の一〇・二を乗じて得た金額（一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の第一欄に掲げる金額とし、一四四分の一八を乗じて得た金額（一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の第二欄に掲げる金額とする。

六七、〇一〇	四、七五〇	八、三八〇
七〇、三二〇	四、九八〇	八、七九〇
七三、六六〇	五、二二〇	九、二一〇
七五、三四〇	五、三三〇	九、四二〇
七六、九七〇	五、四六〇	九、六三〇
八〇、二八〇	五、六八〇	一〇、〇三〇
八一、八〇〇	五、七九〇	一〇、二三〇
八三、六〇〇	五、九三〇	一〇、四五〇
八六、九二〇	六、一六〇	一〇、八七〇
九〇、五三〇	六、四一〇	一一、三二〇
九二、三九〇	六、五四〇	一一、五五〇
九四、一五〇	六、六七〇	一一、七七〇
九六、〇〇〇	六、八〇〇	一二、〇〇〇
九七、七八〇	六、九三〇	一二、二二〇
一〇一、三九〇	七、一八〇	一二、六八〇
一〇五、〇〇〇	七、四四〇	一三、一三〇
一〇六、七八〇	七、五六〇	一三、三四〇
一〇八、六二〇	七、七〇〇	一三、五八〇

附則第十條中「昭和四十二年度」の下に「及び昭和四十三年度」を加える。
（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正）
第二條 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。
第三條の三第一項第五号中「昭和四十二年法律第八十三号」を「昭和四十三年法律第四十八号」に改める。
第三條の四第三項中「昭和四十二年度」の下に「及び昭和四十三年度」を加え、「除く。」及び「第二項」を「第三項」に改める。
第六條第五項中「前條第四項」を「第五條第四項」に改める。
第七條第一項第一号二中「第四十一條の二第一項若しくは第四十二條第一項第三号（第四十三條において準用する場合を含む。）」を「若しくは第四十一條の二第一項」に改める。
第八條第二項を同條第三項とし、同條第一項中「この項」の下に「及び次項」を加え、同項の次に次の一項を加える。
2 組合員期間が二十年未満の更新組合員で施

昭和四十二年十二月二十日 衆議院會議録第六号

昭和四十二年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案 六四

行日の前日に退職料の最短期間年金の年数が次の表の上欄に掲げる年数である退職年金条例の適用を受けていたもの(施行日前の条例在職中に係る年金条例職員期間以外の年金条例職員期間を有する者に限る。)のうち前項の規定に該当しない者が退職した場合において、その者の施行日前の条例在職中の年数

と施行日以後の組合員期間の年数とを合算した年数が、同表の当該中欄に掲げる者の区分に応じ同表の当該下欄に掲げる年数以上であるときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

十九年以上二十年未満	施行日前の条例在職中が二十年未満である者	十九年
十八年以上十九年未満	施行日前の条例在職中が十九年以上である者	十八年
十八年未満	施行日前の条例在職中が十九年未満である者	十九年
	施行日前の条例在職中が十九年未満である者	十八年
	施行日前の条例在職中が十九年未満である者	十七年
	施行日前の条例在職中が十九年未満である者	十八年
	施行日前の条例在職中が十九年未満である者	十九年

第四十一条中「九万四千九百四十四円」を「九万九千三百五十八円」に改める。

第五十五条第一項中「第八條第二項」の下に「及び第三項」を、「次に掲げる者」の下に「(第八條第二項の規定については、年金条例職員であつた者が施行日以後に組合員となつたもののうち政令で定める者)を加え、同条第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項及び次条に定めるもののほか、第一項において準用する第八條第二項その他のこの法律の規定又は新法第八條その他の新法の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

第五十七條第四項中「第八條第二項」を「第八條第三項」に改め、同条第五項中「第二項」を「同条第三項」に、「第八條第二項」を「第八條第三項」に改め、同条第七項及び第八項中「二十万円」を「二十万円」に、「九十万円」を「百万円」に改める。

第五十八條中「第二項」を「同条第三項」に、「第八條第二項」を「第八條第三項」に改め、

「第五十八條中「第二項」を「同条第三項」に改め、

四〇〇円」に改める。

附則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条中地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第七條の改正規定並びに附則第三条及び第四条の規定は、昭和四十四年一月一日から施行する。

2 改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(以下「改正後の施行法」という。)第三條の三第一項、第四十一條、第五十七條第七項及び第八項、第九十五條並びに別表第二の規定並びに次条及び附則第六條の規定は、昭和四十三年十月一日から適用する。

む)、第五十七條第七項及び第八項(同法第五十八條において準用する場合を含む。)並びに第九十五條第二項及び第三項(同法第六條において準用する場合を含む。)の規定は、昭和四十三年九月三十日以前に給付事由が生じた退職年金についても、同年十月分以後適用する。この場合において、退職年金の支給年額は、従前の例により支給することが出来る額を下ることはない。

2 改正後の施行法第三條第一項の規定により市町村職員共済組合が支給すべき恩給組合条例の規定による退職料の支給につき適用される改正後の施行法第三條の三第一項第五項の規定により改正されたものとされた恩給法(大正十二年法律第四十八號)第五十八條第四第一項の規定に相当する恩給組合条例の規定は、昭和四十三年九月三十日以前に給付事由が生じた退職料についても、同年十月分以後適用する。この場合において、退職料の支給年額は、従前の恩給組合条例の規定又は改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(以下「改正前の施行法」という。)第三條の三第一項第五項の規定の例により支給することが出来る額を下ることはない。

2 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第四十八號。以下「法律第四十八號」という。)による改正後の恩給法第五十八條第四第一項の規定を適用する場合における改正後の施行法第七條第三項(同法第五十五條第一項、第七十三條第二項、第八十六條、第九十六條第二項及び第二百一十一條において準用する場合を含む。)

第四條 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第七條の改正規定の施行の際、現に普通恩給、退職料、扶助料又は退職年金条例の遺族年金(以下この項において「普通恩給等」という。)を受ける権利を有し、かつ、改正前の

施行法第十條第四号の期間(同法第三十一條第二項第二号の期間を含む。)で改正後の法律第百五十五号附則第四十二條第一項第三号の規定又はこれに相当する退職年金条例の規定の適用によりその全部又は一部が当該期間に該当しないこととなるものを有する改正前の施行法第二條第一項第十号に規定する更新組合員(同法第五十五條第一項第一号に掲げる者を含む。以下この項において同じ。)若しくは更新組合員であつた者又はこれらの者の遺族のうち、昭和四十三年十二月三十一日において改正前の施行法第十條第四号(同法第五十五條第一項において準用する場合を含む。)の規定による退職年金又はこれに係る減額退職年金若しくは遺族年金を受ける権利を有する者で政令で定めるものその他政令で定める者に係る普通恩給等及び長期給付については、これらの者が別段の申出をしないときは、改正後の法律第百五十五号附則第四十二條第一項第三号の規定、これに相当する退職年金条例の規定及び改正後の施行法の規定にかかわらず、改正前のこれらの規定の例によるものとする。

2 前項の規定の適用に關して必要な事項及び同項に規定する者が同項の申出をした場合におけるその者に係る退職年金、減額退職年金又は遺族年金を受ける権利についての措置その他長期給付に關する措置等に關して必要な事項は、政令で定める。

(更新組合員等に係る退職年金の受給資格に關する経過措置)

第五條 改正後の施行法第八條第二項(同法第五十五條第一項において準用する場合を含む。)の規定は、当該規定に規定する者がこの法律の公

布の日前に退職した場合については、適用しない。

(遺族年金又は障害年金の最低保障額の引上げに關する経過措置)

第六條 改正後の施行法第四十一條(同法第五十五條第一項において準用する場合を含む。)及び別表第二の規定は、昭和四十三年九月三十日以前に給付事由が生じた遺族年金及び障害年金についても、同年十月分以後適用する。

(厚生保険特別会計法の一部改正)

第七條 厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第二十三條中「昭和四十二年」の下に「及び昭和四十三年」を加える。

理由

昭和四十二年に実施した地方公務員等共済組合法に基づく年金の額の改定につき恩給法等の改正内容に準じて所要の措置を講ずるとともに、年金条例職員であつた組合員の退職年金の受給資格の特例につき所要の改善措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(石井光次郎君) 委員長の報告を求めます。地方行政委員長吉川久衛君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔吉川久衛君登壇〕

○吉川久衛君 たいだいま議題となりました昭和四十二年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に關する法律等の一部を

改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果の概要を申し上げます。

本案は、昭和四十二年に実施した地方公務員等共済組合法に基づく年金の額の改定につき、恩給法等の改正内容に準じて所要の措置を講ずるとともに、年金条例職員であつた組合員の退職年金の受給資格の特例について、所要の改善措置等を講じようとするものであります。

本案は、十二月十一日に当委員会に付託され、十二月十七日野田自治大臣より提案理由の説明を聴取し、十二月十八日質疑を終了、十二月十九日、討論を省略して採決を行ないましたところ、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、外国政府または外国特殊法人に在勤した職員の使用人期間の通算について検討すべき旨の附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認め、以上、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 一般職の職員の給与に關する法律

等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 特別職の職員の給与に關する法律

等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 国家公務員の寒冷地手当に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和四十二年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に關する法律等の一部を改正する法律案外三案

○議長(石井光次郎君) 日程第二、一般職の職員の給与に關する法律等の一部を改正する法律案、日程第三、特別職の職員の給与に關する法律等の一部を改正する法律案、日程第四、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案、日程第五、国家公務員の寒冷地手当に關する法律の一部を改正する法律案、右四案を一括して議題といたします。

一般職の職員の給与に關する法律等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十三年十二月十日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

一般職の職員の給与に關する法律等の一部を改正する法律

(一般職の職員の給与に關する法律の一部改正)

第一条 一般職の職員の給与に關する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第十条の三第一項中「七年以内」を「十五年以内」に改め、同項第一号中「一万円」を「二万円」に改める。

第十二條第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第一号中「利用し、且つ、」を「利用して」に改め、交通機関等を利用しないを「交通機関等を利用しない」に改め、「であるもの」の下に

昭和四十三年十二月二十日 衆議院會議録第六号

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外三案

六六

「及び第三号に掲げる職員」を加え、同項第二号中「前号の規定に該当する職員及び」を「自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて」に、「職員を除く」を「もの及び次号に掲げる職員を除く」に改め、同項に次の一号を加える。

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるものを除く。）

第十二条第二項を次のように改める。

2 通勤手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

一 前項第一号に掲げる職員 人事院規則で定めるところにより算出したその者の一箇月の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）（その額が二千四百円をこえるときは、その額と二千四百円との差額の二分の一（その差額の二分

の一が千二百円をこえるときは、千二百円）を二千四百円に加算した額）

二 前項第二号に掲げる職員 六百円（その使用する自転車等が原動機付のものである場合にあっては、七百元）

三 前項第三号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して人事院規則で定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額（その額が二千四百円をこえるときは、その額と二千四百円との差額の二分の一（その差額の二分の一が千二百円をこえるときは、千二百円）を二千四百円に加算した額）、第一号に掲げる額又は前号に掲げる額

第十二条第三項を削り、同条第四項中「前三項に規定するものの外」を「前二項に規定するもののほか」に、「改訂」を「改定」に改め、同項を同条第三項とする。

第十九条の二第一項中「宿直勤務が土曜日又はこれに相当する日に退庁時から引き続いて行なわれる場合にあっては、七百六十五円」を「人事院規則で定める管理又は監督の業務を主として行なう宿日直勤務にあっては、千円」に改め、ただし書を次のように改める。

ただし、土曜日又はこれに相当する日に退

庁時から引き続いて行なわれる宿直勤務にあっては、その額は、七百六十五円（人事院規則で定める管理又は監督の業務を主として行なう宿直勤務にあっては、千五百円）をこえない範囲内において人事院規則で定める額とする。

第十九条の二第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の宿日直勤務のうち常直的な宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務に対して、三千六百円をこえない範囲内において人事院規則で定める月額の宿日直手当を支給する。

第十九条の三第一項中「期末手当は」の下に「三月一日」を加え、「一月以内」を「二箇月以内」に改め、同条第二項中「合計額に」の下に、「三月に支給する場合においては百分の五十」を加え、「百分の百十」を「百分の九十」に、「百分の二百二十」を「百分の百九十」に、「基準日以前六月以内の期間におけるその者の在職期間」を「基準日以前三箇月以内（基準日が十二月一日であるときは、六箇月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分」に、「次の各号に掲げる割合」を「次の表に定める割合」に改め、各号を削り、同項に次の表を加える。

在 職 期 間		割 合
基準日が三月一日又は六月一日である場合	基準日が十二月一日である場合	
三箇月	六箇月	百分の百
二箇月十五日以上三箇月未満	五箇月以上六箇月未満	百分の八十
一箇月十五日以上二箇月十五日未満	三箇月以上五箇月未満	百分の六十
一箇月十五日未満	三箇月未満	百分の三十

第十九条の四第一項中、「三月一日」を削り、

「次の各号に掲げる区分に応ずる」を「基準日以前六箇月以内の」に、「一月以内」を「二箇月以内」に改め、各号を削り、同条第二項中「次の各号に掲げる基準日の区分に応ずる割合」を「六月に支給する場合においては百分の五十、十二月に支給する場合においては百分の六十」に改め、

各号を削る。

第二十二條第一項中「五千九百円」を「六千五百円」に改める。

第二十三條第七項中「一月以内」を「二箇月以内」に改める。

別表第一から別表第八までを次のように改める。

別表第一 行政職俸給表

イ 行政職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級	8 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	95,000	69,600				30,500	26,300	19,100
2	99,700	73,200	60,600	49,500	39,000	32,300	27,600	20,000
3	104,400	76,800	63,400	52,100	41,400	34,100	29,000	21,000
4	109,200	80,400	66,200	54,700	43,800	36,200	30,500	22,000
5	114,000	84,000	69,100	57,300	46,200	38,300	32,100	23,000
6	118,800	87,700	72,000	60,000	48,700	40,500	33,700	24,100
7	123,600	91,400	74,900	62,700	51,200	42,700	35,500	25,200
8	128,400	95,100	77,800	65,400	53,800	44,900	37,300	26,300
9	133,200	98,800	80,700	68,100	56,400	47,100	39,100	27,400
10	138,000	102,300	83,600	70,800	59,000	49,300	40,900	28,500
11	141,800	105,600	86,200	73,400	61,600	51,500	42,700	29,600
12	144,500	108,600	88,800	76,000	63,900	53,700	44,500	30,700
13	147,200	110,700	91,400	78,400	66,100	55,900	46,300	31,800
14	149,500	112,800	94,000	80,800	67,900	57,900	47,300	32,900
15	151,800	114,900	96,000	83,000	69,400	59,900	48,300	33,800
16			98,000	85,200	70,600	61,100		34,600
17				87,100	71,700	62,200		35,400
18				89,000	72,800	63,200		
19					73,900	64,200		
20						65,200		

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

ロ 行政職俸給表(二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	38,700	30,200	26,200	19,400	16,600
2	40,500	31,800	27,500	20,400	17,200
3	42,300	33,400	28,800	21,400	17,900
4	44,200	35,100	30,200	22,400	18,600
5	46,200	36,900	31,600	23,600	19,400
6	48,200	38,700	33,000	24,900	20,300
7	50,200	40,500	34,400	26,200	21,200
8	52,100	42,100	35,900	27,500	22,200
9	54,000	43,700	37,400	28,800	23,200
10	55,700	45,300	38,800	30,100	24,400
11	57,400	46,900	40,200	31,400	25,600
12	59,000	48,500	41,600	32,500	26,800
13	60,600	50,100	43,000	33,600	28,000
14	62,200	51,700	44,400	34,600	29,200
15	63,800	53,300	45,800	35,600	30,300
16	65,400	54,400	47,000	36,600	31,100
17	66,700	55,500	48,200	37,500	31,900
18	67,900	56,600	49,400	38,400	32,700
19	69,100	57,600	50,200	39,200	33,500
20	70,200	58,600	51,000	40,000	34,200
21	71,300	59,600	51,800	40,800	34,900
22	72,300	60,500	52,600	41,600	35,600
23	73,300	61,400	53,400	42,400	36,300
24	74,300	62,300	54,200	43,100	37,000
25	75,300	63,200	55,000	43,800	37,700
26	76,300			44,500	38,400
27					39,100
28					39,800
29					40,500
30					41,200

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 税務職俸給表

職務の等級	1 等 級	2 等 級	特 3 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	80,400	—	—	—	—	35,100	29,000	21,100
2	84,000	73,200	67,000	56,300	45,200	37,200	30,500	22,000
3	87,700	76,800	69,900	58,900	47,600	39,300	32,100	23,000
4	91,400	80,400	72,800	61,600	50,100	41,500	33,700	24,100
5	95,100	84,000	75,700	64,300	52,600	43,700	35,500	25,200
6	98,800	86,900	78,600	67,000	55,200	45,900	37,300	26,300
7	102,300	89,800	81,500	69,700	57,800	48,100	39,100	27,400
8	105,800	92,700	84,400	72,400	60,400	50,300	40,900	28,500
9	109,000	95,400	87,300	75,100	63,000	52,500	42,700	29,600
10	112,000	98,100	90,200	77,800	65,600	54,700	44,500	30,700
11	115,000	100,800	92,800	80,400	68,200	56,900	46,300	32,100
12	118,000	103,500	95,400	83,000	70,500	59,100	48,100	33,500
13	120,200	105,800	98,000	85,400	72,700	61,300	49,900	34,600
14	122,400	107,800	100,600	87,800	74,500	63,300	50,900	35,500
15		109,800	102,600	90,000	76,000	64,500	51,900	36,400
16			104,600	92,200	77,200	65,500		
17			106,600	94,100	78,300	66,500		
18				96,000	79,400			
19				97,900	80,500			
20				99,800				
21				101,700				

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 公安職俸給表

イ 公安職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	特 3 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	80,400	—	—	—	—	29,000	25,300	22,600
2	84,000	73,200	67,000	56,300	40,500	31,000	26,400	23,500
3	87,700	76,800	69,900	58,900	42,900	33,100	27,500	24,400
4	91,400	80,400	72,800	61,600	45,300	35,300	29,000	25,300
5	95,100	84,000	75,700	64,300	47,800	37,500	30,900	26,400
6	98,800	86,900	78,600	67,000	50,300	39,700	33,000	27,500
7	102,300	89,800	81,500	69,700	52,900	41,900	35,100	29,000
8	105,800	92,700	84,400	72,400	55,500	44,100	37,200	30,800
9	109,000	95,400	87,300	75,100	58,100	46,300	39,300	32,800
10	112,000	98,100	90,200	77,800	60,700	48,500	41,400	34,800
11	115,000	100,800	92,800	80,400	63,300	50,700	43,500	36,900
12	118,000	103,500	95,400	83,000	65,900	52,900	45,600	39,000
13	120,200	105,800	98,000	85,400	68,500	55,100	47,700	41,100
14	122,400	107,800	100,600	87,800	70,800	57,300	49,800	43,200
15		109,800	102,600	90,000	73,000	59,500	51,900	45,300
16			104,600	92,200	74,700	61,700	54,000	47,400
17			106,600	94,100	76,200	63,900	56,100	49,500
18				96,000	77,700	66,100	58,200	51,600
19				97,900	78,800	67,600	60,300	53,700
20				99,800	79,900	69,100	62,400	55,800
21				101,700	81,000	70,200	64,500	57,900
22					82,100	71,300	66,000	60,000
23					83,200	72,400	67,500	61,500
24						73,400	68,600	63,000
25						74,400	69,700	64,100
26						75,400	70,700	65,200
27							71,700	66,300
28							72,700	67,300
29								68,300
30								69,300
31								70,300

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 公安職俸給表(二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	特 3 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	80,400	—	—	—	—	35,100	29,000	21,500
2	84,000	73,200	67,000	56,300	45,200	37,200	30,500	22,700
3	87,700	76,800	69,900	58,900	47,600	39,300	32,100	23,900
4	91,400	80,400	72,800	61,600	50,100	41,500	33,700	25,100
5	95,100	84,000	75,700	64,300	52,600	43,700	35,600	26,300
6	98,800	86,900	78,600	67,000	55,200	45,900	37,500	27,500
7	102,300	89,800	81,500	69,700	57,800	48,100	39,400	28,700
8	105,800	92,700	84,400	72,400	60,400	50,300	41,300	30,100
9	109,000	95,400	87,300	75,100	63,000	52,500	43,100	31,600
10	112,000	98,100	90,200	77,800	65,600	54,700	44,900	33,100
11	115,000	100,800	92,800	80,400	68,200	56,900	46,700	34,700
12	118,000	103,500	95,400	83,000	70,500	59,100	48,500	36,300
13	120,200	105,800	98,000	85,400	72,700	61,300	50,300	37,900
14	122,400	107,800	100,600	87,800	74,500	63,300	52,100	39,500
15		109,800	102,600	90,000	76,000	65,100	53,300	41,100
16			104,600	92,200	77,200	66,300	54,500	42,700
17			106,600	94,100	78,300	67,400	55,600	44,300
18				96,000	79,400	68,400	56,600	45,800
19				97,900	80,500	69,400	57,600	47,300
20				99,800		70,400		48,300
21				101,700				49,300
22								50,300

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 海事職俸給表

イ 海事職俸給表(一)

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円
1	90,200	71,000	55,000	42,700	32,500	22,900
2	94,300	74,800	58,200	45,600	34,300	24,100
3	98,400	78,600	61,400	48,500	36,200	25,700
4	102,500	82,400	64,600	51,400	38,200	27,400
5	106,600	86,200	67,800	54,200	40,200	29,100
6	110,700	90,000	70,800	57,000	42,300	30,800
7	114,800	93,800	73,800	59,800	44,400	32,500
8	118,900	97,600	76,800	62,600	46,600	34,000
9	123,000	101,400	79,800	65,400	48,800	35,500
10	126,700	105,200	82,400	68,200	51,000	37,000
11	130,400	108,900	85,000	70,500	53,000	38,500
12	132,800	112,600	87,600	72,800	55,000	40,000
13	135,200	116,300	90,200	74,600	56,900	41,400
14	137,600	119,100	92,000	76,400	58,800	42,800
15	139,900	121,400	93,800	78,200	60,700	44,200
16	142,200	123,700	95,400	79,800	62,300	45,600
17	144,500	126,000	97,000	81,400	63,900	47,000
18		128,300	98,600	83,000		48,400
19		130,600				49,800
20						51,000
21						52,200

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 海事職俸給表(二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	41,900	33,000	26,200	19,300
2	44,300	34,600	27,500	20,300
3	46,700	36,200	28,800	21,300
4	48,900	37,800	30,200	22,400
5	51,100	39,700	31,600	23,600
6	53,200	41,900	33,000	24,900
7	55,300	44,200	34,400	26,200
8	57,400	46,500	35,900	27,500
9	59,200	48,500	37,400	28,800
10	61,000	50,500	39,100	30,100
11	62,800	52,500	40,800	31,400
12	64,500	54,300	42,600	32,700
13	66,200	56,100	44,400	34,100
14	67,900	57,700	46,000	35,500
15	69,600	59,000	47,600	36,900
16	71,200	60,300	49,200	38,300
17	72,800	61,600	50,800	39,700
18	74,100	62,900	52,400	41,100
19	75,400	64,000	53,600	42,200
20	76,700	65,100	54,800	43,300
21	77,900	66,200	56,000	44,200
22	79,100	67,300	57,000	45,100
23	80,300	68,400	58,000	46,000
24		69,500	59,000	46,900
25			60,000	

備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 教育職俸給表

イ 教育職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	—	—	41,800	29,300	23,000
2	69,700	52,400	44,600	31,100	24,300
3	73,500	55,700	47,500	33,000	25,600
4	77,300	59,000	50,400	35,100	27,000
5	81,100	62,200	53,300	37,200	28,400
6	84,900	65,400	56,200	39,500	29,800
7	88,700	68,600	59,100	41,800	31,400
8	92,500	71,800	62,000	44,100	33,200
9	96,300	75,000	64,500	46,400	35,300
10	100,100	78,200	67,000	48,700	37,500
11	103,900	81,000	69,500	51,000	39,700
12	107,700	83,800	71,800	53,300	41,900
13	111,500	86,300	74,100	55,600	44,100
14	115,300	88,800	76,400	57,900	46,300
15	119,100	91,300	78,500	60,000	48,500
16	122,900	93,800	80,600	62,100	50,700
17	126,700	96,100	82,700	64,200	52,900
18	130,300	98,400	84,800	65,700	55,100
19	133,800	100,600	86,800	67,200	57,100
20	137,300	102,800	88,800	68,700	59,000
21	140,800	104,700	90,800	70,100	60,500
22	144,000	106,600	92,600	71,500	62,000
23	147,200	108,500	94,400	72,900	63,200
24	149,500	110,100	96,200	74,300	64,400
25	151,800	111,700	97,600	75,500	65,400
26		113,300	99,000	76,700	66,400
27		114,900	100,400	77,900	67,400

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職俸給表(二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円
1	—	27,600	21,000
2	58,900	29,300	22,000
3	61,400	30,800	23,000
4	63,900	32,400	24,100
5	66,400	34,100	25,400
6	69,200	35,900	26,800
7	72,100	37,700	28,200
8	75,000	39,800	29,600
9	77,900	42,000	31,000
10	80,800	44,200	32,500
11	83,700	46,600	34,300
12	86,600	49,000	36,100
13	89,500	51,400	38,200
14	92,400	53,800	40,300
15	95,300	56,200	42,400
16	98,200	58,600	44,500
17	101,100	61,000	46,600
18	103,600	63,500	48,700
19	106,100	66,000	50,800
20	108,600	68,500	52,700
21	111,100	71,000	54,600
22	113,200	73,400	56,500
23	115,300	75,700	58,400
24	117,400	78,000	59,900
25	119,500	80,300	61,400
26	121,600	82,600	62,500
27		84,900	63,600
28		87,000	64,700
29		89,100	65,800
30		91,000	66,900
31		92,900	67,900
32		94,800	68,900
33		96,500	69,900
34		98,200	70,900
35		99,500	71,900
36		100,800	
37		102,100	
38		103,400	

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 教育職俸給表(三)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円
1	—	24,100	21,000
2	48,200	25,900	22,000
3	50,600	27,600	23,000
4	53,000	29,300	24,100
5	55,400	30,700	25,400
6	57,800	32,200	26,800
7	60,200	33,800	28,200
8	62,600	35,500	29,600
9	65,100	37,200	31,000
10	67,600	39,200	32,400
11	70,100	41,300	33,900
12	72,500	43,500	35,400
13	74,800	45,800	37,100
14	77,100	48,100	38,800
15	79,400	50,400	40,500
16	81,700	52,700	42,200
17	84,000	55,000	43,900
18	86,100	57,200	45,600
19	88,200	59,400	47,100
20	90,200	61,600	48,600
21	92,200	63,800	49,600
22	94,100	66,000	50,600
23	95,800	67,800	51,600
24	97,500	69,400	52,600
25	98,800	71,000	
26	100,100	72,600	
27	101,400	74,100	
28	102,700	75,600	
29	104,000	77,000	
30		78,400	
31		79,800	
32		81,200	
33		82,600	
34		84,000	
35		85,200	
36		86,400	
37		87,600	
38		88,800	

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ニ 教育職俸給表(四)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円 103,800	円 —	円 41,800	円 30,800	円 24,100
2	107,600	59,000	44,600	32,500	25,900
3	111,400	62,200	47,500	34,300	27,600
4	115,200	65,400	50,400	36,200	29,300
5	119,000	68,600	53,300	38,100	30,800
6	122,800	71,800	56,200	40,200	32,400
7	126,600	75,000	59,200	42,400	34,100
8	130,300	78,200	62,200	44,600	35,900
9	133,800	81,300	65,400	47,000	37,700
10	137,300	84,900	68,600	49,400	39,800
11	140,800	88,700	71,800	51,800	41,900
12	144,000	92,500	75,000	54,200	44,000
13	147,200	96,300	78,200	56,600	46,100
14	149,600	100,100	81,000	59,000	48,200
15	151,900	103,900	83,800	61,400	50,300
16		107,700	86,300	63,800	52,400
17		111,500	88,800	66,200	54,400
18		115,300	91,300	68,700	56,400
19		119,100	93,800	71,100	58,400
20		122,900	96,100	73,500	60,000
21		126,100	98,400	75,800	61,600
22		128,400	100,600	78,100	63,000
23		130,700	102,800	80,400	64,400
24		133,000	104,300	82,700	65,500
25		135,300	105,800	85,000	66,600
26		137,600	107,300	87,100	67,700
27				89,200	68,800
28				91,100	
29				93,000	
30				94,900	
31				96,600	
32				98,300	
33				99,600	
34				100,900	

備考 この表は、高等専門学校に勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 研究職俸給表

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円 —	円 —	円 26,800	円 23,000	円 19,100
2	64,600	42,300	28,300	24,200	20,000
3	67,600	45,100	30,000	25,400	21,000
4	70,600	47,900	31,900	26,600	22,000
5	74,000	50,600	34,000	28,000	23,000
6	77,400	53,500	36,300	29,500	24,200
7	80,900	56,300	38,600	31,100	25,400
8	84,400	59,100	41,100	33,000	26,600
9	88,600	61,700	43,600	34,900	27,800
10	92,800	64,300	46,100	37,100	29,000
11	97,000	66,900	48,600	39,300	30,200
12	101,400	69,500	51,100	41,600	31,400
13	105,800	72,100	53,600	43,900	32,600
14	110,200	74,700	56,100	46,200	33,800
15	114,600	77,200	58,600	48,500	35,000
16	119,000	79,600	61,000	50,700	36,000
17	123,200	81,800	63,400	52,800	37,000
18	127,400	84,000	65,700	54,900	
19	131,300	86,200	68,000	57,000	
20	134,700	88,000	69,700	58,700	
21	137,600	89,800	71,400	60,200	
22	140,500	91,600	72,900	61,700	
23	143,400	93,200	74,400	62,900	
24	145,700	94,800	75,800	64,100	
25	148,000	96,400	77,200	65,100	
26		98,000	78,600	66,100	
27		99,600	80,000		
28		101,200			

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 医療職俸給表

イ 医療職俸給表(一)

職務の 等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	91,500	66,200	—	34,800
2	95,200	69,800	55,800	37,400
3	98,900	73,400	59,200	40,000
4	102,600	77,000	62,600	42,800
5	106,300	80,600	66,000	45,900
6	110,000	84,200	69,400	49,000
7	113,700	87,800	72,700	52,100
8	117,200	91,400	76,000	55,200
9	120,700	95,000	79,300	58,300
10	124,200	98,600	82,500	61,400
11	127,700	102,200	85,700	64,300
12	130,900	105,400	88,500	66,600
13	134,100	108,600	91,300	68,900
14	137,300	111,600	94,000	71,200
15	140,300	114,600	96,000	73,500
16	143,300	116,600	98,000	75,800
17	146,300	118,600	99,600	78,000
18	148,600	120,600	101,200	80,200
19	150,900	122,600	102,800	82,100
20		124,600	104,400	84,000
21			106,000	85,400
22			107,600	86,800
23				88,200

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表(二)

職務の 等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	72,200	51,800	34,600	26,300	23,000	20,000
2	75,900	54,600	36,900	27,600	24,100	21,000
3	79,600	57,400	39,200	29,000	25,200	22,000
4	83,300	60,300	41,600	30,500	26,300	23,000
5	87,100	63,200	44,000	32,300	27,600	24,100
6	90,900	66,100	46,400	34,100	29,000	25,200
7	94,700	69,000	48,800	36,200	30,500	26,300
8	98,000	71,700	51,300	38,300	32,100	27,400
9	101,300	74,400	53,900	40,500	33,700	28,400
10	104,500	77,100	56,500	42,700	35,500	29,200
11	107,700	79,400	59,100	44,900	37,300	30,000
12	109,900	81,700	61,700	47,100	39,100	30,700
13	112,100	83,800	64,000	49,300	40,900	31,400
14	114,000	85,900	66,200	51,500	42,700	
15	115,900	87,700	68,000	53,600	44,500	
16	117,800	89,500	69,700	55,700	46,300	
17		91,100	70,900	57,700	47,300	
18		92,700	72,100	59,700	48,300	
19			73,300	60,900	49,100	
20			74,500	62,000	49,900	
21				62,900		
22				63,800		

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	60,200	43,700	34,200	24,400	20,600
2	62,800	46,100	36,300	25,600	21,800
3	65,400	48,500	38,600	26,900	23,000
4	68,000	50,900	40,900	28,200	24,200
5	70,600	53,200	43,200	29,500	25,400
6	73,200	55,500	45,400	30,900	26,700
7	75,800	57,800	47,600	32,400	28,000
8	78,400	60,100	49,800	34,000	29,300
9	81,000	62,400	52,000	35,700	30,700
10	83,600	64,700	54,200	37,400	32,100
11	85,900	66,900	56,300	39,200	33,600
12	88,200	69,100	58,400	41,000	35,200
13	90,500	70,900	60,500	42,800	36,800
14	92,300	72,700	62,200	44,600	38,400
15	94,100	74,400	63,600	46,300	40,000
16	95,900	76,100	65,000	47,700	41,300
17	97,700	77,800	66,300	49,100	42,600
18	99,500	79,200	67,400	50,400	43,600
19	101,300	80,600	68,500	51,700	44,600
20		82,000	69,600	53,000	45,600
21		83,300	70,600	54,000	46,600
22		84,600	71,600	55,000	47,600
23		85,900	72,600	56,000	
24		87,000		57,000	
25		88,100		58,000	
26		89,200			

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八 指定職俸給表

号 俸	俸 給 月 額	
	甲	乙
1	215,000	136,000
2	225,000	145,000
3	235,000	154,000
4	245,000	163,000
5	255,000	173,000
6	265,000	183,000
7	275,000	193,000
8		204,000
9		215,000

備考 この表は、事務次官、外局の長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

第四条 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第四百十号)の一部を次のように改正する。

附則 第十六項を削り、附則第十七項中「附則第十九項」を「附則第十八項」に改め、同項を附則第十六項とし、附則第十八項を附則第十七項とし、附則第十九項を附則第十八項とする。

(一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

附則 第十六項を削り、附則第十七項中「附則第十九項」を「附則第十八項」に改め、同項を附則第十六項とし、附則第十八項を附則第十七項とし、附則第十九項を附則第十八項とする。

(一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

附則 第十六項を削り、附則第十七項中「附則第十九項」を「附則第十八項」に改め、同項を附則第十六項とし、附則第十八項を附則第十七項とし、附則第十九項を附則第十八項とする。

(一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第四百十号)の一部を次のように改正する。

(一) 号)の一部を次のように改正する。

附則第十四項の見出し中「昭和四十三年四月一日」を「昭和四十三年八月一日」に改め、同項中「改正後の法」を「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第 号。以下「昭和四十三年改正法」という。第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律」に改め、「昭和四十三年四月一日以降における」を削り、「同日」を「昭和四十三年八月一日」に、「以下「三級地支給額」という」を「同日における当該暫定手当の月額に定めがない場合にあつては、人事院規則で定めるこれに相当する額とし、以下「三級地支給額」という」に、「昭和四十三年三月三十一日」を「昭和四十三年七月三十一日」に改め、「俸給月額を受ける職員」の下に「(昭和四十三年七月三十一日に係る場合にあつては、同日において職務の等級の最高の号俸をこえる俸給月額を受ける職員のうち、昭和四十三年改正法附則第八項の規定に基づき職務の等級の号俸を定められることとなる職員を除く)」を加え、「昭和四十三年四月一日」を、「昭和四十三年八月一日」に、「昭和四十三年四月一日」を、「昭和四十三年八月一日」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中一般職の職員の給与に関する法律第十九条の二の改正規定はこの法律の公布の日から起算する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から、第一条中同法第十九条の三第一項及び第二項、第十九条の四並びに第二十三条第七項の改正規定は昭和四十三年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正後の法」という。)第十二条の規定は昭和四十三年五月一日から、改正後の法第十条の三第一項、第二十二條第一

項及び別表第一から別表第八までの規定並びに第二條から第四條までに規定する各法律のこれらの規定による改正後の規定は同年八月一日から適用する。

(特定の職務の等級の切替等)

3 昭和四十三年八月一日(以下「切替日」という。)の前日においてその者の属する職務の等級が附則別表第一に掲げられている職員(切替日における職務の等級は、人事院の定めるところにより、切替日の前日においてその者の属する職務の等級に相当する同表の甲欄又は乙欄に定める職務の等級とする。)

(特定の号俸の切替等)

4 前項の規定により切替日における職務の等級が附則別表第一の甲欄に定める職務の等級となる職員(附則別表第八項に規定する職員を除く。)の切替日における号俸は、切替日の前日においてその者の受ける号俸(以下「旧号俸」という。)に相当する附則別表第二から附則別表第四までに定める号俸とし、前項の規定により切替日における職務の等級が附則別表第一の乙欄に定める職務の等級となる職員(附則別表第八項に規定する職員を除く。)の切替日における号俸は、旧号俸と同じ号数の号俸とする。

5 切替日の前日においてその者の属する職務の等級が医療職俸給表(三)の三等級である職員(附則別表第八項に規定する職員を除く。)の切替日における号俸は、旧号俸の号数に一を加えて得た号数の号俸とする。

6 前二項の規定により切替日における号俸を決定される職員に対する切替日以降における最初の一般職の職員の給与に關する法律第八條第六項の規定の適用については、旧号俸を受けていた期間(人事院の定める職員にあつては、人事院の定める期間を増減した期間)を切替日における号俸を受ける期間に算入する。

7 旧号俸が税務職俸給表、公安職俸給表(一)又は公安職俸給表(二)の二等級の号俸である職員は、切替日における号俸は、二等級の号俸とし、これを受ける期間に算入されることとなる期間は、人事院規則で定める。

8 切替日の前日において職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸をこえる俸給月額を受ける職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に算入されることとなる期間は、人事院規則で定める。

(最高号俸等の切替等)

9 切替日からこの法律の施行の日までの間の間において、第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に關する法律(以下「改正前の法」という。)の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号俸若しくは俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号俸等の調整)

10 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

11 附則第三項から前項までの規定の適用については、改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、同法及びこれに基づき命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

12 改正前の法の規定に基づいて切替日(通勤手当にあつては、昭和四十三年五月一日)からの法律の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

(人事院規則への委任)

13 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

附則別表第一 職務の等級の切替表

俸 給 表	切替日における職務の等級	
	甲	乙
税務職俸給表	特3等級	3等級
公安職俸給表(一)		
公安職俸給表(二)		
海事職俸給表(一)	特1等級	1等級
医療職俸給表(三)		

附則別表第二 税務職俸給表、公安職俸給表(一)又は公安職俸給表(二)の特3等級となる職員の号俸の切替表

旧 号 俸	切替日における号俸
2号俸から6号俸までの号俸	俸 俸 俸 俸 俸
7	俸
8	俸
9	俸
10	俸
11	俸

旧 号 俸	切替日における号俸
12	俸
13	俸
14	俸
15	俸
16	俸
17	俸
18	俸
19	俸
20	俸

附則別表第三 海事職俸給表(一)の特1等級となる職員の号俸の切替表

旧 号 俸	切替日における号俸
1号俸から6号俸までの号俸	俸 俸 俸 俸 俸
7	俸
8	俸
9	俸
10	俸
11	俸
12	俸
13	俸
14	俸
15	俸
16	俸
17	俸
18	俸

附則別表第四 医療職俸給表(三)の特1等級となる職員の号俸の切替表

旧 号 俸	切替日における号俸
1号俸から8号俸までの号俸	俸 俸 俸 俸 俸 俸 俸 俸
9	俸
10	俸
11	俸
12	俸
13	俸

昭和四十三年十二月二十日 衆議院會議録第六号、一般職の職員に關する法律等の一部を改正する法律案外三案

七六

14	時	時	時
15	時	時	時
16	時	時	時
17	時	時	時
18	時	時	時
19	時	時	時
20	時	時	時
21	時	時	時
22	時	時	時
23	時	時	時
24	時	時	時
25	時	時	時
7	時	時	時
8	時	時	時
9	時	時	時
10	時	時	時
11	時	時	時
12	時	時	時
13	時	時	時

理由
人事院の国会及び内閣に対する昭和四十三年八月十六日付勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給月額を改定し、並びに初任給調整手当、通勤手当及び宿日直手当の改正を行なうとともに、期末手当及び勤勉手当の支給に關する制度の合理化を図る等の必要がある。これが、この法律案を

別表第一

官 職 名	俸 給 月 額
内閣総理大臣	五五〇、〇〇〇円
国務大臣	
会計検査院長	四〇〇、〇〇〇円
人事院総裁	
内閣法制局長官	
公正取引委員会委員長	三三〇、〇〇〇円
宮内庁長官	
検査官(会計検査院長を除く。)	
人事官(人事院総裁を除く。)	
政務次官	二八五、〇〇〇円

提出する理由である。

特別職の職員に關する法律等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十三年十二月十日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

特別職の職員に關する法律等の一部を改正する法律

第一条 特別職の職員に關する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「五千九百円」を「六千五百円」に、「一万五百円」を「一万千円」に改める。

第九条中「五千九百円」を「六千五百円」に改める。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第二

官 職 名	俸 給 月 額
内閣官房副長官	
總理府總務副長官	
侍 從 長	二七五、〇〇〇円
国家公安委員会委員	
公正取引委員会委員	
土地調整委員会委員長	
地方財政審議会会長	
式部官長	二五五、〇〇〇円
土地調整委員会委員	
首都圏整備委員会の常勤の委員	
社会保険審査会の委員長及び委員	
労働保険審査会委員	
行政監理委員会委員	
地方財政審議会委員	
原子力委員会の常勤の委員	
公共企業体等労働委員会の常勤の公益を代表する委員	
科学技術会議の常勤の議員	
運輸審議会委員	
東宮大夫	二三五、〇〇〇円
大 使	
五号俸	三三〇、〇〇〇円
四号俸	二七五、〇〇〇円
三号俸	二五五、〇〇〇円
二号俸	二三五、〇〇〇円
一号俸	二〇五、〇〇〇円

別表第三

表第三		
公使	官	職
	名	
四号俸	二七五、〇〇〇円	
三号俸	二五五、〇〇〇円	
二号俸	二三五、〇〇〇円	
一号俸	二〇五、〇〇〇円	
秘書官	俸	給月額
	八号俸	一一五、〇〇〇円
	七号俸	一〇三、五〇〇円
	六号俸	九二、五〇〇円
	五号俸	八二、〇〇〇円
	四号俸	七二、五〇〇円
	三号俸	六三、五〇〇円
	二号俸	五五、〇〇〇円
一号俸	四九、〇〇〇円	

(特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第百四十二号)の一部を次のように改正する。

附則第五項の見出し中「昭和四十三年四月一日」を「昭和四十三年八月一日」に改め、同項中「改正後の法」を「特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第 号。以下「昭和四十三年改正法」という。)(第一条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する法律」に改め、「昭和四十三年四月一日以降における」を削り、「同日」及び「昭和四十三年四月一日」を、「昭和四十三年八月一日

日」に改める。
附則第六項を次のように改める。

6 昭和四十三年改正法第一条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する法律第四十条第二項の規定の適用については、同項中「一万千五百円」とあるのは、昭和四十三年八月一日から昭和四十四年三月三十一日までの間においては「一万千三百三十三円」と、同年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間においては「一万千九百九十九円」と、同年四月一日以降においては「一万千二百六十五円」とする。
(日本万国博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部改正)

第三条 日本万国博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法(昭和四十三年法律第十二号)の一部を次のように改正する。
第六条中「二十六万円」を「二十七万五千円」に改める。

第四条 沖縄島那覇に駐在する諮問委員会の委員となる日本国政府代表の設置に関する暫定措置法(昭和四十三年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。
第六条第二項中「二十六万円」を「二十七万五千円」に改める。

附則
1 この法律は、公布の日から施行し、第一条から第四条までに規定する各法律のこれらの規定による改正後の規定は、昭和四十三年八月一日から適用する。
2 第一条、第三条及び第四条に規定する各法律のこれらの規定による改正前の規定に基づいて昭和四十三年八月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に特別職の職員に支払われた給与は、それぞれ、これらの法律の当該各条の規定による改正後の規定による給与の内払とみなす。

理由

一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和四十三年十二月十日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律

第一条 防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。
第十八条第二項中「五千五百八十円」を「六千二百二十円」に改める。

第二十五条第二項中「一万二百円」を「一万千二百円」に改める。
別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 参事官等俸給表

号 俸	指 定 職		職務の 等級 号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
	俸 給 月 額			俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	甲	乙					
1	円 216,760	円 136,532	1	円 105,996	円 77,670	円 —	円 43,509
2	226,840	145,552	2	111,242	81,687	67,624	46,186
3	236,880	154,598	3	116,486	85,705	70,751	48,875
4	246,960	163,620	4	121,843	89,722	73,875	51,550
5	257,000	173,664	5	127,198	93,740	77,115	55,230
6		183,688	6	132,553	97,868	80,354	58,143
7		193,744	7	137,911	101,996	83,594	61,043
8		204,800	8	143,266	106,132	86,831	63,945
9		215,856	9	148,618	110,260	90,069	66,958
			10	153,969	114,166	93,306	69,973
			11	158,206	117,846	96,208	72,986
			12	161,219	121,190	96,110	76,004
			13	164,230	123,534	102,012	79,021
			14	166,797	125,879	104,912	81,927
			15	169,363	128,223	107,143	84,829
			16			109,374	87,509
			17				90,187
			18				92,640
			19				95,093
			20				97,208
			21				99,326

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で指定するものとする。

別表第二 自衛官俸給表

[illegible]

備考 この表の陸将、海将及び空将の甲欄又は乙欄に定める額の支給を受ける職員は、統合幕僚会議の議長その他の官職を占める者で政令で指定するものとする。

昭和四十三年十二月二十日 衆議院會議録第六号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外三案

第二条 防衛庁職員給与法の一部を次のように改正する。

第十八条の二第二項中「期末手当は」の下に、「三月一日を加え、「一月以内」を「一箇月以内」に改め、同条第二項中「六月に支給する」を「三月に支給する場合には百分の五十、六月に支給する」に、「百分の百十」を「百分の九十」に、「百分の二百二十」を「百分の百九十」に、「基準日以前六月以内の期間におけるその者の在職期間」を「基準日以前三箇月以内（基準日が十二月一日であるときは、六箇月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分」に、「次に掲げる割合」を「次の表に定める割合」に改め、各号を削り、同項に次の表を加える。

在 職 期 間		割 合
基 準 日 が 三 月 一 日 又 は 六 月 一 日 で あ る 場 合	基 準 日 が 十 二 月 一 日 で あ る 場 合	
三 箇 月	六 箇 月	百 分 の 百
二 箇 月 十 五 日 以 上 三 箇 月 未 満	五 箇 月 以 上 六 箇 月 未 満	百 分 の 八 十
一 箇 月 十 五 日 以 上 二 箇 月 十 五 日 未 満	三 箇 月 以 上 五 箇 月 未 満	百 分 の 六 十
一 箇 月 十 五 日 未 満	三 箇 月 未 満	百 分 の 三 十

第十八条の三第一項中、「三月一日」を削り、「次に掲げる区分に応ずる」を「基準日以前六箇月以内」に、「一月以内」を「一箇月以内」に改め、各号を削り、同条第二項中「次に掲げる基準日の区分に応ずる割合」を「六月に支給する場合には百分の五十、十二月に支給する場合には百分の六十」に改め、各号を削る。

第二十三条第六項中「一月以内」を「一箇月以内」に改める。

第二十五条第二項中「一万千五百円」を「一万千二百円」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 参事官等俸給表

号 俸	指 定 職		職務の 等級 号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
	俸 給 月 額			俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	甲	乙					
1	円 220,280	円 137,596	1	円 106,868	円 78,359	円 —	円 43,869
2	230,520	146,656	2	112,193	82,412	68,220	46,569
3	240,640	155,794	3	117,482	86,465	71,377	49,302
4	250,880	164,860	4	122,888	90,518	74,528	51,995
5	261,000	174,992	5	128,287	94,571	77,803	55,701
6		185,064	6	133,687	98,735	81,079	58,663
7		195,232	7	139,093	102,899	84,354	61,585
8		206,400	8	144,492	107,083	87,622	64,514
9		217,568	9	149,885	111,247	90,891	67,553
			10	155,271	115,188	94,159	70,600
			11	159,540	118,895	97,088	73,639
			12	162,579	122,261	100,017	76,692
			13	165,612	124,628	102,945	79,745
			14	168,201	126,994	105,867	82,687
			15	170,790	129,360	108,116	85,616
			16			110,365	88,322
			17				91,022
			18				93,493
			19				95,964
			20				98,088
			21				100,219

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で指定するものとする。

別表第二 自衛官俸給表

[illegible]

備考 この表の陸将、海将及び空将の甲欄又は乙欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、統合幕僚会議の議長その他の官職を占める者で政令で指定するものとする。

昭和四十三年十二月二十日 衆議院會議録第六号

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、昭和四十四年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の防衛庁職員給与法(以下「新法」という。)の規定は、昭和四十三年八月一日から適用する。
- 3 昭和四十三年八月一日(以下「切替日」という。)における職員の俸給月額、次項、附則第五項及び附則第七項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級(自衛官にあつては、階級、以下同じ。)におけるその者が受けていた俸給月額に対応する号俸と同一の当該職務の等級における号俸による額とする。
- 4 (特定の俸給月額の切替え)
切替日の前日においてその者の属していた職務の等級が一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号、以下「一般職給与法」という。)別表第七の三等級であつた職員(附則第七項に規定する職員を除く。)の切替日における俸給月額は、その者の切替日の前日において受けていた俸給月額に対応する号俸の号数に一を加えて得た号数の号俸による額とする。
- 5 切替日の前日において、その者の属していた階級が二等陸佐、二等海佐又は二等空佐であつた自衛官でその者の受けていた俸給月額が附則別表に掲げる俸給月額であるものの切替日における俸給月額は、その者が受けていた俸給月額に対応する同表に掲げる俸給月額とする。
- 6 (改正前の俸給月額を受けていた期間の通算)
前三項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員に対する切替日以降における最初の新法第五条第三項において準用する一般職給与法第八条第六項の規定の適用について

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外三案

- は、その者の切替日の前日における俸給月額を受けていた期間(総理府令で定める職員にあつては、総理府令で定める期間を増減した期間)を切替日における俸給月額を受ける期間に通算する。
- (最高号俸等を受ける職員の俸給の切替え等)
- 7 切替日の前日において職務の等級の最高の号俸による俸給月額又はこれをこえる俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、一般職の国家公務員の例に準じて総理府令で定める。
 - 8 (切替日から施行日の前日までの間に異動した職員の俸給月額等)
切替日からこの法律の施行の日の前日までの間に、第一条の規定による改正前の防衛庁職員給与法(以下「旧法」という。)の規定により、新たに旧法別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第 号)による改正前の一般職給与法別表第一、別表第四若しくは別表第五(ハを除く。)から別表第八までの適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける俸給月額に異動のあつた職員のうち、総理府令で定める職員の新法の規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定めるところによる。
 - 9 (切替日前に職務の等級を異にして異動した職員等の俸給月額等の調整)
切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の切替日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

(改正前の俸給月額の基礎)

- 10 附則第三項から前項までの規定の適用については、旧法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた俸給月額は、旧法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならない。
- 11 (給与の内払)
旧法の規定に基づいて切替日からこの法律の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。(政令への委任)
- 12 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

理由

一般職の国家公務員の例に準じて、防衛庁職員の俸給月額等を改定し、並びに期末手当及び勤勉手当の支給に関する制度の合理化を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

昭和四十三年十二月十日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律
国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二十四年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「定率額」を「基準額」に改め、同項の表を次のように改める。

支給地域の区分		世帯主である職員		その他の職員	
		扶養親族のある職員	扶養親族のない職員		
甲	地	二九、八〇〇円	一九、八七〇円	九、九三〇円	
乙	地	二七、三〇〇円	一八、二〇〇円	九、一〇〇円	
丙	地	二五、六〇〇円	一七、〇七〇円	八、五三〇円	

第二条第二項中「定率額」を「基準額」に、「八千六百円」を「一万千円」に、「五千七百四十円」を「七千三百五十円」に、「二千八百七十円」を「三千七百円」に改め、同条第三項中「定率額」を「基準額」に

改め、同条第四項を次のように改める。

4 前三項に規定する基準額は、基準日における職員俸給の月額と同日におけるその者の扶養親族の数に応じて一般職給与法第十一条第三項の規定の例により算出した額との合計額(同条の規定が適用されない職員にあつては、同日における俸給の月額)に百分の四十五以内で地域ごとに内閣総理大臣が定める割合を乗じて得た額と同日における職員の世帯等の区分に応じ、世帯主である職員にあつては二万六千八百円(扶養親族のない職員にあつては、一万七千八百七十円)、その他の職員にあつては八千九百三十円をこえない範囲内で地域ごとに内閣総理大臣が定める額を合算した額とする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の国家公務員の寒冷地手当に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定は、昭和四十三年八月三十一日から適用する。

(基準額に関する経過措置)

2 改正後の法の規定の適用を受ける職員で、同法第二条第四項の規定により算出するものとした場合における基準額が、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる額に、改正前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律(以下「改正前の法」という。)第二条第四項に規定する割合を乗じて得た額(以下「定率基本額」という。)に達しないこととなるものについては、改正後の法第二条第四項の規定にかかわらず、当分の間、定率基本額をもつて当該職員に係る同項の基準額とする。

一 指定職俸給表の適用を受ける職員 基準日において当該職員の受ける号俸の昭和四十三年八月三十一日における額(基準日において当該職員が最高の号俸をこえる俸給月額を受ける場合その他内閣総理大臣が定める場合にあつては、その定める額)

二 その他の一般職に属する職員 基準日において当該職員が受ける職務の等級の号俸の昭和四十三年八月三十一日における額(基準日において当該職員が職務の等級の最高の号俸をこえる俸給月額を受ける場合その他内閣総理大臣が定める場合にあつては、その定める額)に千百分を加算した額

3 昭和四十三年八月三十一日から内閣総理大臣が定める日までの間の日を支給日とする寒冷地手当については、改正後の法第二条第四項の規定により算出するものとした場合における基準額が、前項の規定により算出するものとした場合における定率基本額をこえ、かつ、改正前の法第二条第四項の規定により算出するものとした場合における定率額に達しないこととなるときは、改正後の法第二条第四項の規定にかかわらず、当該定率額をもつて同法同条同項の基準額とし、前項の規定により算出するものとした場合における定率基本額が、同法同条同項の規定により算出するものとした場合における基準額をこえ、かつ、改正前の法第二条第四項の規定により算出するものとした場合における定率額に達しないこととなるときは、改正後の法第二条第四項の規定により算出するものとした場合における定率額に達しないこととなるときは、改正後の法第二条第四項の規定にかかわらず、当該定率額をもつて同法同条同項の基準額とする。

4 内閣総理大臣は、前二項の規定による定めをするときは、人事院の勧告に基づいてしなければならない。

(防衛庁職員給与法第一条の職員への準用)

5 前三項の規定は、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第二条第三項第十六号に規定する職員について準用する。この場合において、附則第二項第一号中「指定職俸給表の適用を受ける職員」とあるのは「防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)第六条の規定の適用を受ける職員」と、「最高の号俸」とあるのは「最高の号俸による額」と、同項第二号中「一般職に属する職員」とあるのは「防衛庁職員

給与法第一条の職員」と、「職務の等級の」とあるのは「職務の等級における」と、前項中「人事院の勧告に基づいて」とあるのは「一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して」と読み替へるほか、自衛官については、附則第二項中「基準日」とあるのは「内閣総理大臣が定める日」と、同項第二号中「職務の等級」とあるのは「階級」と読み替へるものとする。

(寒冷地手当の内払)

6 改正前の法の規定に基づいて昭和四十三年八月三十一日からこの法律の施行の日の前日までの間に職員に支払われた寒冷地手当は、改正後の法の規定による寒冷地手当の内払とみなす。

理由

人事院の国会及び内閣に対する昭和四十三年八月十六日付勧告にかんがみ、寒冷地に在勤する国家公務員に対して支給される手当の整備改善を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(石井光次郎君) 委員長の報告を求めます。内閣委員長三池信君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

三池信君登壇

○三池信君 ただいま議題となりました四法案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、四法案の要旨を申し上げますと、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、本年八月十六日付の人事院勧告を実施するため、全俸給表の俸給月額、技師に対する初任給調整手当、通勤手当等の改定等を行なうとするもので、俸給月額、初任給調整手当については

八月一日、通勤手当については勧告どおり五月一日から実施することとし、あわせて明年四月以降、期末・勤続手当の支給に関する制度の合理化を行なうことといたしております。

次に、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、一般職職員の給与改定に伴い、特別職職員の俸給月額等の改定を行なうとするものであります。

次に、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案に準じまして、防衛庁職員の俸給月額等の改定を行なうとするものであります。

次に、国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案は、本年八月十六日付の人事院勧告どおり、百分の八十五以内で地域ごとに俸給に比例して算出される現行の定率額を、百分の四十五以内の新定率額分と、二万六千八百円以内で地域及び世帯等の区分に応ずる新定率額分とに区分し、その合計額をもつて右の定率額にかわる基準額とすることに改めるとともに、いわゆる石炭加算の最高額を二千六百円増額して二万九千八百円に、また、いわゆる薪炭加算の最高額を二千四百円増額して一万千円に改めようとするものであります。

なお、新たに設けられる基準額については、当分の間、経過措置を講ずることといたしております。

以上四法案は、十二月十一日本委員会に付託、十三日政府より提案理由の説明を聴取し、慎重審議を行なつてまいりましたが、昨十九日、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案の各案に対し、「実施期日を一月繰り上げ七月一日とする」旨の修正案を内閣委員長より提出、趣旨説明の後、国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣の意見を聴取しました

昭和四十三年十二月二十日 衆議院會議録第六号

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外三案 裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案外一案

八四

ところ、床次國務大臣より、「院議として決定される以上、政府はこれを尊重する旨の意見が述べられ、右三修正案並びに四法案の質疑を終了し、討論もなく、直ちに採択の結果、三法案はいずれも全会一致をもって修正案のとおりの修正議決すべきものと決し、国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案は全会一致をもって原案のとおりの可決すべきものと決しました。

なお、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党の四党共同提案により、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案に対しては、

政府は、人事院勧告制度の本旨に基づき、昭和四十四年度は、これが完全実施に努力すべきである。

この附帯決議が、また、国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案に対しては、積雪寒冷地帯に優秀な公務員が定着しがたい実情にかんがみ、給与水準の引上げに伴い、今後における寒冷増嵩費の実態等について調査し、新定額分について人事院が増額することを適当と認めるときは、その額を増額するよう措置すべきである。

なお、寒冷地域間の級地区分には、多くの不均衡な地域が認められるのですみやかにその是正の措置をも講ずべきである。

この附帯決議が全会一致をもって付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

【参照】

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法案に対する修正案(委員会修正) 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

日」を「昭和四十三年六月三十日」に改める。

附則第二項中「同年八月一日」を「同年七月一日」に改める。

附則第三項中「昭和四十三年八月一日」を「昭和四十三年七月一日」に改める。

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会修正) 特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二条のうち、附則第五項(見出しを含む。)及び第六項の改正規定中「昭和四十三年八月一日」を「昭和四十三年七月一日」に改める。

附則中「昭和四十三年八月一日」を「昭和四十三年七月一日」に改める。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会修正) 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第二項及び第三項中「昭和四十三年八月一日」を「昭和四十三年七月一日」に改める。

○議長(石井光次郎君) これより採決に入ります。まず、日程第二及び第五の両案を一括して採決いたします。

日程第二の委員長報告は修正、第五の委員長の報告は可決であります。両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。よって、両案は委員長報告のとおり決しました。次に、日程第三及び第四の両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも修正であります。

す。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長(石井光次郎君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり決しました。

裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出) 検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○山村新治郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

この際、内閣提出、裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案、検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案、右両案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議

を進められんことを望みます。

○議長(石井光次郎君) 山村新治郎君の動議に御異議ありませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案、検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題いたします。

裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案

右

国會に提出する。

昭和四十三年十二月十日 内閣総理大臣 佐藤 榮作

裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律

(裁判官の報酬等に関する法律の一部改正)

第一条 裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「二十五万円」を「二十六万五千円」に改める。

別表を次のように改める。

別表

区 分	報 酬 月 額
最 高 裁 判 所 長 官	五五〇,〇〇〇円
最 高 裁 判 所 判 事	四〇〇,〇〇〇円
東 京 高 等 裁 判 所 長 官	三三〇,〇〇〇円
そ の 他 の 高 等 裁 判 所 長 官	二八五,〇〇〇円

昭和四十三年十二月二十日 衆議院會議録第六号 裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案外一案

						判 事 補												判 事							
六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	十 二 号	十 一 号	十 号	九 号	八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号
一〇九、六〇〇円	一一六、〇〇〇円	一四二、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円	一七〇、〇〇〇円	一九一、〇〇〇円	四二、九〇〇円	四五、三〇〇円	四九、五〇〇円	五二、五〇〇円	五九、二〇〇円	六二、六〇〇円	六七、九〇〇円	七三、一〇〇円	八〇、五〇〇円	八八、一〇〇円	九七、二〇〇円	一〇九、六〇〇円	一二八、〇〇〇円	一四二、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円	一七〇、〇〇〇円	一九一、〇〇〇円	二一五、〇〇〇円	二三五、〇〇〇円	二五五、〇〇〇円

(裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)
第二条 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。
附則第二項中「改正後の法律」を「裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第 号。以下「昭和四十三年改正法」という。)」第一条の規定による改正後の裁判官の報酬等に関する法律」に改め、「昭和四十三年四月一日以降における」を削り、「同日」を「昭和四十三年八月一日」に改める。
附則第三項中「改正後の法律」を「昭和四十三年改正法第一条の規定による改正後の裁判官の報酬等に関する法律」に改め、「昭和四十三年四月一日以降における」を削り、「同日」を「昭和四十三年八月一日」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律及び裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案外一案

簡易裁判所判事											
十七号	十六号	十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	
四二、九〇〇円	四五、三〇〇円	四九、五〇〇円	五二、五〇〇円	五九、二〇〇円	六二、六〇〇円	六七、九〇〇円	七三、一〇〇円	八〇、五〇〇円	八八、一〇〇円	九七、二〇〇円	

2 裁判官が昭和四十三年八月一日以降の分として支給を受けた報酬その他の給与は、第一条の規定による改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

理 由

一般の政府職員の給与改定に伴い裁判官の給与を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案

右

昭和四十三年十二月十日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

昭和四十三年十二月二十日 衆議院會議録第六号 裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案外一案

檢察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律

(檢察官の俸給等に関する法律の一部改正)

第一条 檢察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表

区 分	俸 給 月 額
検 事 総 長	四〇〇,〇〇〇円
次 長 検 事	二七五,〇〇〇円
東京高等檢察庁検事長	二八五,〇〇〇円
その他の他の検事長	二七五,〇〇〇円
一 号	二五五,〇〇〇円
二 号	二三五,〇〇〇円
三 号	二二五,〇〇〇円
四 号	一九一,〇〇〇円
五 号	一七〇,〇〇〇円
六 号	一五五,〇〇〇円
七 号	一四二,〇〇〇円
八 号	一二八,〇〇〇円
九 号	一〇九,六〇〇円
十 号	九七,二〇〇円
十一 号	八八,一〇〇円
十二 号	八〇,五〇〇円
十三 号	七三,一〇〇円
十四 号	六七,九〇〇円
十五 号	六二,六〇〇円
十六 号	五九,二〇〇円
十七 号	五二,五〇〇円

副 検 事

十八 号	四九,五〇〇円
十九 号	四五,三〇〇円
二十 号	四二,九〇〇円
一 号	一四二,〇〇〇円
二 号	一二六,〇〇〇円
三 号	一〇九,六〇〇円
四 号	九七,二〇〇円
五 号	八八,一〇〇円
六 号	八〇,五〇〇円
七 号	七三,一〇〇円
八 号	六七,九〇〇円
九 号	六二,六〇〇円
十 号	五九,二〇〇円
十一 号	五二,五〇〇円
十二 号	四九,五〇〇円
十三 号	四五,三〇〇円
十四 号	四二,九〇〇円
十五 号	三九,二〇〇円
十六 号	三五,九〇〇円

(檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第四百五号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「改正後の法律」を「檢察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第 号。以下「昭和四十三年改正法」という。)」第一条の規定による改正後

の檢察官の俸給等に関する法律に改め、「昭和四十三年四月一日以降における」を削り、「同日」を「昭和四十三年八月一日」に改める。

附則第三項中「改正後の法律」を「昭和四十三年改正法第一条の規定による改正後の檢察官の俸給等に関する法律」に改め、「昭和四十三年四月一日以降における」を削り、「同日」を「昭和四十三年八月一日」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律の規定は、昭和四十三年八月一日から適用する。

2 検察官が昭和四十三年八月一日以降の分として支給を受けた俸給その他の給与は、第一条の規定による改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

理由

一般の政府職員の給与改定に伴い検察官の給与を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(石井光次郎君) 委員長の報告を求めます。法務委員長永田亮一君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔永田亮一君登壇〕

○永田亮一君 ただいま議題となりました両法案について、法務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知のように、一般の政府職員の給与を改善する法案が今国会に提出されているのでありますが、この両法案は、裁判官及び検察官について、一般の政府職員の例に準じてその給与を改善しようとするものであります。

そのおもなる内容は、第一に、東京高等裁判所長官以外の高等裁判所長官の報酬並びに次長検事及び検事長の俸給については、これに対応する特別職の職員の俸給の増額と、その他の裁判官並び

に検察官については、これに対応する一般職の職員の俸給とおおむね同一の比率でこれを増額し、第二に、裁判官並びに検察官についても、一般の政府職員の例に準じて、前回に引き続き、暫定手当のうち、その一定額を報酬または俸給に繰り入れる措置を講じようとするものであり、第三に、以上の改正は、一般の政府職員と同様、昭和四十三年八月一日にさかのぼって適用しようとするものであります。

法務委員会におきましては、十二月十七日提案理由の説明を聴取した後、両案を一括して審議に付し、本日、質疑を終了したところ、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党四党共同提案にかかる、両法案に対する修正案が提出されました。

その内容は、改正案の適用期日「八月一日」とあるを「七月一日」に改めることとあります。次いで、内閣の意見を聴取した後、討論なく、採決に入りましたところ、両修正案は全会一致をもって可決され、両修正案を除く両原案は多数をもって可決されました。

なお、両案に対し、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党四党共同提出にかかる、人事院勧告の制度の本旨を尊重すべきであるなどの趣旨の附帯決議が付けられました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会修正)
裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二条のうち、附則第二項及び第三項の改正規定中「昭和四十三年八月一日」を「昭和四十三年七月一日」に改める。
附則中「昭和四十三年八月一日」を「昭和四十三年七月一日」に改める。

検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会修正)
検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
第二条のうち、附則第二項及び第三項の改正規定中「昭和四十三年八月一日」を「昭和四十三年七月一日」に改める。
附則中「昭和四十三年八月一日」を「昭和四十三年七月一日」に改める。

○議長(石井光次郎君) 両案を一括して採決いたします。
両案の委員長の報告はいずれも修正であり、両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。よって、両案は委員長報告のとおり決しました。

元満鉄職員であつた公務員等の恩給等通算に関する請願外三百三十九請願

○山村新治郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。
この際、すでに委員会の審査を終了した元満鉄職員であつた公務員等の恩給等通算に関する請願外三百三十九請願を一括議題となし、その審議を進められんことを望みます。

元満鉄職員であつた公務員等の恩給等通算に関する請願外二件(佐々木義武君紹介)(第三三三号)
同外四件(八田貞義君紹介)(第三三四号)
同外二件(村山喜一君紹介)(第三三五号)
同外三件(毛利松平君紹介)(第三三六号)
同外三件(毛利松平君紹介)(第三三六号)
ハンセン氏病者に対する傷病恩給の裁定基準確立に関する請願(亀山孝一君紹介)(第四七号)
同(藤本孝雄君紹介)(第四八号)
旧軍人恩給の改善に関する請願外十一件(倉石

忠雄君紹介)(第九四号)
同外四件(渡辺肇君紹介)(第九五号)
元満鉄職員であつた公務員等の恩給等通算に関する請願(受田新吉君紹介)(第二五八号)
同外二件(永末英一君紹介)(第二五九号)
同外四件(愛知一君紹介)(第三八四号)
同外二件(佐々木義武君紹介)(第三八五号)
同(愛知一君紹介)(第四七二号)
同(上林山榮吉君紹介)(第四七三号)
同(丹羽喬四郎君紹介)(第四七四号)
同外二件(広瀬秀吉君紹介)(第四七五号)
同外三件(川野芳満君紹介)(第四七六号)
同外七件(塚原俊郎君紹介)(第四七五号)
同外九件(内海英男君紹介)(第四七五号)
同和对策特別措置法制定に関する請願(柳田秀一君紹介)(第二六八号)

ハンセン氏病者に対する傷病恩給の裁定基準確立に関する請願(二階堂進君紹介)(第三六七号)
恩給、共済年金等の改善に関する請願(池田清志君紹介)(第三八六号)
旧軍人恩給等の改善に関する請願(池田清志君紹介)(第三八七号)
旧軍人恩給の改善に関する請願(増田甲子七君紹介)(第四七七号)
同(吉川久衛君紹介)(第四七七号)
退職教育公務員の恩給等改善に関する請願(愛知一君紹介)(第七九八号)
恩給法等における特定郵便局長在職年の全年通算に関する請願(田村元君紹介)(第八〇〇号)
地方税における青色事業専従者完全給与制実施に関する請願(毛利松平君紹介)(第五〇号)
同(岡崎英城君紹介)(第二九六号)
同(岡崎英城君紹介)(第二九六号)
刑法の一部(姦淫罪)改正に関する請願(柳田秀一君紹介)(第三五二号)

中小企業に対する国民金融公庫の融資制度改善に関する請願(田代文久君紹介)(第一二二号)
同(谷口善太郎君紹介)(第一二二号)

養護教諭の各学校必置等に関する請願（白井莊一君紹介）（第一〇九号）

同（仮谷忠男君紹介）（第一一〇号）

自閉症児の教育施設等整備に関する請願（広沢賢一君紹介）（第三五四号）

養護教諭の各学校必置等に関する請願（江田三郎君紹介）（第三五六号）

同（神門至馬夫君紹介）（第三五七号）

同（佐野進君紹介）（第三五八号）

同（橋崎弥之助君紹介）（第三五九号）

同（八木昇君紹介）（第三六〇号）

同（田川誠一君紹介）（第三六一七号）

同（床次徳二君紹介）（第三八一八号）

同（宮澤喜一君紹介）（第三八一九号）

同（渡辺芳男君紹介）（第三八二〇号）

医療保障確立に関する請願（加藤万吉君紹介）（第一五号）

栄養士法第五条の二改正に関する請願（菊池義郎君紹介）（第一六号）

同（神田博君紹介）（第一六〇号）

同（八田貞義君紹介）（第一六一号）

小規模保育所の認可基準改正に関する請願（谷口善太郎君紹介）（第一七号）

むちうち症患者の治療保障等に関する請願（谷口善太郎君紹介）（第一八号）

同（松本善明君紹介）（第一九号）

同外一件（山本政弘君紹介）（第一四四号）

同（岡本隆一君紹介）（第一一二号）

同（西風熟君紹介）（第一一三号）

同（野岡千代三君紹介）（第一一四号）

老齢福祉年金の増額等に関する請願（西岡武夫君紹介）（第二〇号）

自閉症児の治療施設整備に関する請願（八田貞義君紹介）（第六二号）

同（山本政弘君紹介）（第六三号）

未帰還者の調査及び留守家族援護に関する請願（渡海元三郎君紹介）（第六五号）

同（堀川恭平君紹介）（第六六号）

同(砂田重民君紹介)(第一一五号)
同(山下榮二君紹介)(第二六四号)
同(伊賀定盛君紹介)(第八三九号)
同(河上民雄君紹介)(第八四〇号)
自閉症児の治療施設整備に関する請願(河野正
君紹介)(第三六一号)
同(和田耕作君紹介)(第三六二号)
むちうち症患者の治療保障等に関する請願(小
川半次君紹介)(第三六三号)
同(八田貞義君紹介)(第三六四号)
同(柳田秀一君紹介)(第三六五号)
同外百件(和田耕作君紹介)(第三六六号)
同(井上泉君紹介)(第五七六号)
同(加藤万吉君紹介)(第五七七号)
同(田邊誠君紹介)(第五七八号)
小規模保育所の認可基準改正に関する請願(後
藤俊男君紹介)(第三六八号)
同(加藤万吉君紹介)(第五七九号)
同(田邊誠君紹介)(第五八〇号)
同(宇都宮徳馬君紹介)(第八四三号)
清掃事業の地方自治体直営化による転廃業者の
補償救済に関する請願(丹羽久章君紹介)(第三
六九号)
同(白井莊一君紹介)(第四一二号)
同(神田博君紹介)(第四一三号)
同(福家俊一君紹介)(第四一四号)
出産の健康保険適用に関する請願外二百五十件
(小澤貞孝君紹介)(第四二六号)
同(玉置一徳君紹介)(第四二七号)
同(本島百合子君紹介)(第四二八号)
同(麻生良方君紹介)(第五六二号)
同外一件(池田禎治君紹介)(第五六三号)
同(岡澤完治君紹介)(第五六四号)
同(内海清君紹介)(第五六五号)
同(春日一幸君紹介)(第五六六号)
同外一件(小平忠君紹介)(第五六七号)
同(佐々木良作君紹介)(第五六八号)
同外一件(鈴木一君紹介)(第五六九号)

同(竹本孫一君紹介)(第五七〇号)
同(玉置一徳君紹介)(第五七一号)
同外一件(西尾末廣君紹介)(第五七二号)
同(西村榮一君紹介)(第五七三号)
同(吉田泰造君紹介)(第五七四号)
同(吉田之久君紹介)(第五七五号)
同(麻生良方君紹介)(第八六二号)
同外百十八件(小澤貞孝君紹介)(第八六三号)
同(折小野良一君紹介)(第八六四号)
同(岡澤完治君紹介)(第八六五号)
同(曾弥益君紹介)(第八六六号)
同(永江一夫君紹介)(第八六七号)
同(本島百合子君紹介)(第八六八号)
同(山下樂二君紹介)(第八六九号)
同外一件(和田耕作君紹介)(第八七〇号)
同(中村時雄君紹介)(第八九二号)
同(神田大作君紹介)(第八九三号)
諸願(關谷勝利君紹介)(第五八一号)
国民健康保険の財政強化等に関する請願外十一
件(細田吉藏君紹介)(第五八二号)
同外十二件(櫻内義雄君紹介)(第八三五号)
同(神門至馬夫君紹介)(第八三六号)
同外十二件(大橋武夫君紹介)(第八三七号)
同外十一件(竹下登君紹介)(第八三八号)
動員学徒、女子挺身隊等の戦争犠牲者援護に関
する請願外五百五十二件(倉成正君紹介)(第八
二一号)

老齡福祉年金の増額等に関する請願(倉成正君
紹介)(第八二三号)

重症心身障害児予算に関する請願(池田清志君
紹介)(第八二六号)

昭和四十四年度社会福祉及び保育所関係予算に
関する請願(西村英一君紹介)(第八二七号)

国民年金制度の改善に関する請願(広沢直樹君
紹介)(第八二八号)

同(田村元君紹介)(第八二九号)

障害者扶養共済制度に関する請願(増田甲子七

[illegible]

昭和四十三年十二月二十日 衆議院會議録第六号

農業者年金制度確立に関する請願(渡辺肇君紹介)(第一一七号)

全国鶏卵販売農業協同組合連合会の卵価安定基金加入に関する請願(上村千一郎君紹介)(第三七一号)

同(浦野幸男君紹介)(第三七二号)

同(加藤六月君紹介)(第三七三号)

同(海部俊樹君紹介)(第三七四号)

同(中垣國男君紹介)(第三七五号)

同(丹羽久章君紹介)(第三七六号)

同(丹羽兵助君紹介)(第三七七号)

同(藤井勝志君紹介)(第三七八号)

同(外一件)細田吉雄君紹介(第八四四号)

同(村上信二郎君紹介)(第八四六号)

食糧制度堅持に関する請願外二件(芳賀貢君紹介)(第三七八号)

同(田代文久君紹介)(第四一五号)

同(谷口善太郎君紹介)(第四一六号)

同(林百郎君紹介)(第四一七号)

同(松本善明君紹介)(第四一八号)

同(井上泉君紹介)(第五八三号)

同(武藤山治君紹介)(第五八四号)

同(武藤山治君紹介)(第五八七号)

山梨県の果実等災害対策に関する請願(樋上新一君紹介)(第五九〇号)

農地法の一部を改正する法律案の再提出等に関する請願(増田甲子七君紹介)(第八七一号)

昭和四十四年度中小企業予算増額に関する請願(天野公義君紹介)(第八四九号)

東京ガスの布設管老朽による事故防止に関する請願(谷口善太郎君紹介)(第八九八号)

国鉄会津線及び日中線の廃止反対に関する請願(八田貞義君紹介)(第六九号)

総野線の国鉄予定線編入に関する請願(白井莊一君紹介)(第一四四号)

同(山村新治郎君紹介)(第一四五号)

越佐航路における中小内航海運業者の保護に関する請願(河村勝君紹介)(第三七九号)

元満鉄職員であつた公務員等の恩給等通算に関する請願外三百三十九請願 委員会の閉会中審査に関する件

〔報告書は會議録追録に掲載〕

山手線大崎駅西口復活に関する請願(菊池義郎君紹介)(第三八〇号)

国鉄宮之城線の廃止反対に関する請願(池田清志君紹介)(第四二二号)

鉄道新線建設促進に関する請願(川野芳満君紹介)(第四二二号)

同(白井莊一君紹介)(第五八九号)

同(丹羽喬四郎君紹介)(第四二四号)

同(丹羽喬四郎君紹介)(第五八九号)

同(丹羽喬四郎君紹介)(第五八九号)

同(丹羽喬四郎君紹介)(第五八九号)

同(丹羽喬四郎君紹介)(第五八九号)

同(丹羽喬四郎君紹介)(第五八九号)

同(丹羽喬四郎君紹介)(第五八九号)

同(丹羽喬四郎君紹介)(第五八九号)

同(丹羽喬四郎君紹介)(第五八九号)

同(丹羽喬四郎君紹介)(第五八九号)

同(丹羽喬四郎君紹介)(第五八九号)

同(丹羽喬四郎君紹介)(第五八九号)

同(丹羽喬四郎君紹介)(第五八九号)

同(丹羽喬四郎君紹介)(第五八九号)

同(丹羽喬四郎君紹介)(第五八九号)

同(丹羽喬四郎君紹介)(第五八九号)

同(丹羽喬四郎君紹介)(第五八九号)

同(丹羽喬四郎君紹介)(第五八九号)

同(丹羽喬四郎君紹介)(第五八九号)

同(丹羽喬四郎君紹介)(第五八九号)

同(丹羽喬四郎君紹介)(第五八九号)

同(丹羽喬四郎君紹介)(第五八九号)

同(丹羽喬四郎君紹介)(第五八九号)

同(丹羽喬四郎君紹介)(第五八九号)

同(丹羽喬四郎君紹介)(第五八九号)

同(丹羽喬四郎君紹介)(第五八九号)

同(丹羽喬四郎君紹介)(第五八九号)

同(丹羽喬四郎君紹介)(第五八九号)

同(丹羽喬四郎君紹介)(第五八九号)

同(丹羽喬四郎君紹介)(第五八九号)

同(丹羽喬四郎君紹介)(第五八九号)

同(丹羽喬四郎君紹介)(第五八九号)

同(丹羽喬四郎君紹介)(第五八九号)

同(丹羽喬四郎君紹介)(第五八九号)

同(丹羽喬四郎君紹介)(第五八九号)

同(丹羽喬四郎君紹介)(第五八九号)

同(丹羽喬四郎君紹介)(第五八九号)

同(丹羽喬四郎君紹介)(第五八九号)

九〇

一、死刑の確定判決を受けた者に対する再審の臨時特例に関する法律案(神近市子君外七名提出、第五十八回国会衆法第三号)

二、刑事補償法等の一部を改正する法律案(横山利秋君外七名提出、第五十八回国会衆法第三二二号)

三、裁判所の司法行政に関する件

四、法務行政及び檢察行政に関する件

五、国内治安及び人権擁護に関する件

外務委員会

一、国際情勢に関する件

大蔵委員会

一、国の会計に関する件

二、税制に関する件

三、関税に関する件

四、金融に関する件

五、証券取引に関する件

六、外国為替に関する件

七、国有財産に関する件

八、専売事業に関する件

九、印刷事業に関する件

一〇、造幣事業に関する件

文教委員会

一、文教行政の基本施策に関する件

二、学校教育に関する件

三、社会教育に関する件

四、体育に関する件

五、学術研究及び宗教に関する件

六、国際文化交流に関する件

七、文化財保護に関する件

社会労働委員会

一、駐留軍労働者の雇用の安定に関する法律案(河野正君外十一名提出、第五十八回国会衆法第九号)

二、国有林労働者の雇用の安定に関する法律案(河野正君外十一名提出、第五十八回国会衆法第一〇号)

三、警察に関する件

四、消防に関する件

法務委員会

一、地方自治に関する件

二、地方財政に関する件

三、警察に関する件

四、消防に関する件

法務委員会

一、地方自治に関する件

二、地方財政に関する件

三、警察に関する件

昭和四十三年十二月二十日 衆議院會議録第六号

委員会の閉会中審査に関する件

- 三、家内労働法案(河野正君外十一名提出、第五十八回国会衆法第一一八号)
 - 四、港湾労働法の一部を改正する法律案(島本虎三君外十一名提出、第五十八回国会衆法第二六号)
 - 五、身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案(田邊誠君外十一名提出、第五十八回国会衆法第二七号)
 - 六、労働基準法の一部を改正する法律案(河野正君外四名提出、第五十八回国会衆法第三四号)
 - 七、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案(加藤万吉君外十一名提出、第五十八回国会衆法第三七号)
 - 八、柔道整復師法案(齋藤邦吉君外十九名提出、第五十八回国会衆法第四〇号)
 - 九、建築物における衛生的環境の確保に関する法律案(齋藤邦吉君外五名提出、第五十八回国会衆法第四五号)
 - 一〇、厚生関係及び労働関係の基本施策に関する件
 - 一一、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する件
 - 一二、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する件
- 農林水産委員会
- 一、国有林野の活用に関する法律案(内閣提出、第五十八回国会衆法第八八号)
 - 二、農業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、第五十八回国会衆法第八九号)
 - 三、農業振興地域の整備に関する法律案(内閣提出、第五十八回国会衆法第一〇一号)
 - 四、農林水産物の振興に関する件
 - 五、農林水産物に関する件
 - 六、農林水産業団体に関する件
 - 七、農林水産金融に関する件

- 八、農林漁業災害補償制度に関する件
 - 九、日本合成ゴム株式会社に関する臨時措置に関する法律を廃止する法律案(内閣提出第九号)
 - 一〇、通商産業の基本施策に関する件
 - 一一、経済総合計画に関する件
 - 一二、公益事業に関する件
 - 一三、鉱工業に関する件
 - 一四、商業に関する件
 - 一五、通商に関する件
 - 一六、中小企業に関する件
 - 一七、特許に関する件
 - 一八、私的独占の禁止及び公正取引に関する件
 - 一九、鉱業と一般公益との調整等に関する件
- 運輸委員会
- 一、新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案(内閣提出、第五十八回国会衆法第四四号)
 - 二、都市鉄道整備促進法案(久保三郎君外九名提出、第五十八回国会衆法第二八号)
 - 三、自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律案(久保三郎君外十四名提出、第五十八回国会衆法第三五号)
 - 四、陸運に関する件
 - 五、海運に関する件
 - 六、航空に関する件
 - 七、日本国有鉄道の経営に関する件
 - 八、港湾に関する件
 - 九、海上保安に関する件
 - 一〇、観光に関する件
 - 一一、気象に関する件
- 通信委員会
- 一、通信行政に関する件
 - 二、郵政事業に関する件
 - 三、郵政監察に関する件

- 四、電気通信に関する件
 - 五、電波監理及び放送に関する件
- 建設委員会
- 一、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律案(内閣提出、第五十八回国会衆法第九七号)
 - 二、土地価格の抑制のための基本的施策に関する法律案(内海清君外一名提出、第五十八回国会衆法第二〇号)
 - 三、国土計画に関する件
 - 四、地方計画に関する件
 - 五、都市計画に関する件
 - 六、河川に関する件
 - 七、道路に関する件
 - 八、住宅に関する件
 - 九、建築に関する件
 - 一〇、建設行政の基本施策に関する件
- 予算委員会
- 一、予算の実施状況に関する件
 - 二、予算委員会運営の改善に関する件
- 決算委員会
- 一、昭和四十一年度一般会計歳入歳出決算
 - 二、昭和四十一年度特別会計歳入歳出決算
 - 三、昭和四十一年度国税収納金整理資金受払計算書
 - 四、昭和四十一年度政府関係機関決算書
 - 五、昭和四十一年度国有財産増減及び現在額計算書
 - 六、昭和四十一年度国有財産無償貸付状況
 - 七、歳入歳出の実況に関する件
 - 八、国有財産の増減及び現況に関する件
 - 九、政府関係機関の経理に関する件
 - 一〇、公団等が資本金の二分の一以上を出資している法人の会計に関する件
 - 一一、国または公社が直接または間接に補助

- 金、奨励金、助成金等を交付したまたは貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する件
- 議院運営委員会
- 一、国会法等改正に関する件
 - 二、議長よりの諮問事項
 - 三、その他議院運営委員会の所管に属する事項
- 災害対策特別委員会
- 一、災害対策に関する件
 - 二、公職選挙法改正に関する調査特別委員会
 - 三、公職選挙法の一部を改正する法律案(篠田弘作君外三名提出、第五十五回国会衆法第二九号)
 - 四、公職選挙法改正に関する件
 - 五、科学技術振興対策特別委員会
 - 六、科学技術振興対策に関する件
 - 七、石炭対策特別委員会
 - 八、石炭対策に関する件
 - 九、産業公害対策特別委員会
 - 一〇、産業公害対策に関する件
 - 一一、物価安定緊急措置法案(堀島雄君外九名提出、第五十五回国会衆法第二三三号)
 - 一二、物価問題等に関する特別委員会
 - 一三、交通安全対策特別委員会
 - 一四、交通安全対策に関する件
 - 一五、沖繩及び北方問題に関する特別委員会
 - 一六、沖繩県における公職選挙法の適用の暫定措置に関する法律案(川崎寛治君外九名提出、第五十五回国会衆法第三一三号)
 - 一七、沖繩に対する財政措置その他の援助に関する臨時措置法案(多賀谷真稔君外七名提出、第五十五回国会衆法第三三三号)
 - 一八、沖繩及び北方問題に関する件

昭和四十三年十二月二十日 衆議院會議録第六号 朗読を省略した議長の報告

○議長(石井光次郎君) 各委員会から申し出のあった案件中、まず、農林水産委員会の申し出にかかる国有林野の活用に関する法律案、農業協同組合法の一部を改正する法律案、農業振興地域の整備に関する法律案、及び運輸委員会の申し出にかかる新東京国際空港団法の一部を改正する法律案は、それぞれ各委員会において閉会中審査するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(石井光次郎君) 起立多数。よって、さう決定いたしました。

次に、ただいま閉会中審査するに決定いたしました案件を除く他の案件について、各委員会において申し出のとおり閉会中審査するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。よって、さう決定いたしました。

○議長(石井光次郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時二十四分散会

出席國務大臣

法務大臣 西郷吉之助君
自治大臣 野田 武夫君
國務大臣 有田 喜一君
國務大臣 床次 徳二君

○朗読を省略した議長の報告

〔報告書受領〕

一、去る十三日、内閣を経由して公正取引委員会委員長山田精一君から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十四条第一項の規定に基づく昭和四十二年公正取引委員会年

次報告書を受領した。

〔次召議員〕

一、去る十三日以後召集に応じた議員は次の通りである。

兵庫第四区選出 堀川 恭平君
大分第二区選出 小松 幹君
(以上十三日)

山口第二区選出 岸 信介君
(十四日)

福島第三区選出 齋藤 邦吉君
(十六日)

奈良県選出 森 義福君
(十七日)

〔理事補欠選任〕

一、去る十二日、農林水産委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 安倍晋太郎君(理事熊谷義雄君去る三日委員辞任につきその補欠)

理事 渡 徹郎君(理事坂村吉正君去る三日委員辞任につきその補欠)

一、去る十三日、内閣委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 三原 朝雄君(理事藤尾正行君去る三日委員辞任につきその補欠)

一、去る十七日、常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 蔵内 修治君(理事野田武夫君去る十一月三十日委員辞任につきその補欠)

理事 山田 久就君(理事鯨岡兵輔君去る三日委員辞任につきその補欠)

大蔵委員会

理事 倉成 正君(理事原田憲君去る十一月三十日委員辞任につきその補欠)

一、去る十八日、内閣委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 浜田 光人君(理事木原実君去る十八日委員辞任につきその補欠)

日理事辞任につきその補欠

〔常任委員辞任〕

一、去る十二日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

文教委員 矢野 絢也君

農林水産委員 齋藤 邦吉君

一、去る十三日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

文教委員 永江 一夫君

一、去る十四日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

大蔵委員 大村 襄治君

社会労働委員 齋藤 邦吉君

商工委員 多賀谷真稔君

運輸委員 中川 一郎君

通信委員 相川 勝六君

予算委員 石橋 政嗣君

一、去る十七日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 大村 襄治君

法務委員 岡田 春夫君

中谷 鉄也君

岡田 完治君

岡田 完治君

外務委員 渡部 一郎君

大蔵委員 岡澤 完治君

文教委員 西村 榮一君

農林水産委員 藤波 孝生君

農林水産委員 國田 直君

農林水産委員 藤波 孝生君

農林水産委員 國田 直君

農林水産委員 藤波 孝生君

農林水産委員 國田 直君

農林水産委員 藤波 孝生君

農林水産委員 國田 直君

農林水産委員 藤波 孝生君

農林水産委員 國田 直君

農林水産委員 藤波 孝生君

農林水産委員 國田 直君

農林水産委員 藤波 孝生君

農林水産委員 國田 直君

農林水産委員 藤波 孝生君

農林水産委員 國田 直君

農林水産委員 藤波 孝生君

農林水産委員 國田 直君

任を許可した。

内閣委員

赤城 宗徳君	江崎 真澄君	赤城 宗徳君	江崎 真澄君
菊池 義郎君	野呂 恭一君	菊池 義郎君	野呂 恭一君
八木 徹雄君	淡谷 悠蔵君	八木 徹雄君	淡谷 悠蔵君
稲村 隆一君	木原 実君	稲村 隆一君	木原 実君
田澤 吉郎君	竹内 黎一君	田澤 吉郎君	竹内 黎一君
竹下 登君	渡海元三郎君	竹下 登君	渡海元三郎君
中川 一郎君	長谷川正三君	中川 一郎君	長谷川正三君
三木 喜夫君	八木 昇君	三木 喜夫君	八木 昇君
中野 明君	渡海元三郎君	中野 明君	渡海元三郎君
三木 喜夫君	菊池 義郎君	三木 喜夫君	菊池 義郎君
稲村 隆一君		稲村 隆一君	
岡田 春夫君	成田 知巳君	岡田 春夫君	成田 知巳君
西村 榮一君	中谷 鉄也君	西村 榮一君	中谷 鉄也君
米田 東吾君	岡澤 完治君	米田 東吾君	岡澤 完治君
河野 洋平君	岡澤 完治君	河野 洋平君	岡澤 完治君
早川 崇君	西村 榮一君	早川 崇君	西村 榮一君
藤波 孝生君	原 茂君	藤波 孝生君	原 茂君
園田 直君	松前 重義君	園田 直君	松前 重義君
大橋 敏雄君	竹内 黎一君	大橋 敏雄君	竹内 黎一君
八木 昇君	江崎 真澄君	八木 昇君	江崎 真澄君
淡谷 悠蔵君		淡谷 悠蔵君	
農林水産委員	藤波 孝生君	農林水産委員	藤波 孝生君
園田 直君	赤城 宗徳君	園田 直君	赤城 宗徳君
田澤 吉郎君		田澤 吉郎君	
商工委員	岡田 春夫君	商工委員	岡田 春夫君
中谷 鉄也君		中谷 鉄也君	
運輸委員	成田 知巳君	運輸委員	成田 知巳君
米田 東吾君		米田 東吾君	
通信委員	原 茂君	通信委員	原 茂君
松前 重義君	木原 実君	松前 重義君	木原 実君
安宅 常彦君		安宅 常彦君	

決算委員

早川 崇君
中川 一郎君

(常任委員補欠選任)

一、去る十二日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

文教委員

農林水産委員

菅波 茂君

予算委員

決算委員

一、去る十三日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

文教委員

麻生 良方君

議院運営委員

永江 一夫君

一、去る十四日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

大蔵委員

相川 勝六君

社会労働委員

丹羽 久章君

商工委員

北山 愛郎君

運輸委員

船田 中君

通信委員

大村 襄治君

森本 靖君

河村 勝君

相川 勝六君

北山 愛郎君

一、去る十七日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

法務委員

中谷 鉄也君
岡田 春夫君

外務委員

大蔵委員

西村 榮一君

岡澤 完治君

文教委員

園田 直君

農林水産委員

藤波 孝生君

園田 直君

商工委員

岡田 春夫君

通信委員

中村 時雄君

予算委員

麻生 良方君

一、去る十八日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

地方行政委員

法務委員

中谷 鉄也君

岡澤 完治君

成田 知巳君

大蔵委員

西村 榮一君

農林水産委員

柳田 秀一君

商工委員

岡田 春夫君

通信委員

成田 知巳君

畑 和君

決算委員

赤路 友蔵君
柳田 秀一君

一、昨十九日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

田澤 吉郎君

渡海元三郎君

竹下 登君

三木 喜夫君

赤城 宗徳君

八木 徹雄君

野呂 恭一君

稲村 隆一君

大橋 敏雄君

三木 喜夫君

中谷 鉄也君

岡澤 完治君

成田 知巳君

大蔵委員

早川 崇君

河野 洋平君

文教委員

園田 直君

藤波 孝生君

社会労働委員

中野 明君

淡谷 悠蔵君

八木 昇君

農林水産委員

藤波 孝生君

赤城 宗徳君

商工委員

岡田 春夫君

運輸委員

成田 知巳君

浅井 美幸君

竹内 黎一君

中川 一郎君

八木 昇君

長谷川正三君

江崎 真澄君

菊池 義郎君

木原 実君

淡谷 悠蔵君

菊池 義郎君

渡海元三郎君

米田 東吾君

岡田 春夫君

西村 榮一君

西村 榮一君

岡澤 完治君

松前 重義君

原 茂君

江崎 真澄君

竹内 黎一君

園田 直君

田澤 吉郎君

中谷 鉄也君

米田 東吾君

昭和四十三年十二月二十日 衆議院會議録第六号 朗読を省略した議長の報告

通信委員

原 茂君 松前 重義君
木原 実君 安宅 常彦君

畑 和君 角屋堅次郎君
米内山義一郎君 松前 重義君

決算委員
西岡 武夫君 中川 一郎君
水野 清君 早川 崇君

（議案提出）
一、去る十二日、議員から提出した議案は次の通りである。
中小企業構造改善促進法案（玉置一徳君外一名提出）

（特別委員辞任）
一、去る十二日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

一、去る十八日、議員から提出した議案は次の通りである。
地方公営企業法の一部を改正する法律案（太田一夫君外七名提出）
公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案（太田一夫君外七名提出）

沖繩及び北方問題に関する特別委員
渡部 一郎君 中野 明君

（議案付託）
一、去る十三日、委員会に付託された議案は次の通りである。
中小企業構造改善促進法案（玉置一徳君外一名提出、衆法第一号） 商工委員会 付託
一、去る十八日、委員会に付託された議案は次の通りである。
地方公営企業法の一部を改正する法律案（太田一夫君外七名提出、衆法第二号）
公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案（太田一夫君外七名提出、衆法第三号）
以上二件 地方行政委員会 付託

産業公害対策特別委員
浜田 光人君 佐藤観次郎君

（議案付託）
一、去る十三日、委員会に付託された議案は次の通りである。
中小企業構造改善促進法案（玉置一徳君外一名提出、衆法第一号） 商工委員会 付託
一、去る十八日、委員会に付託された議案は次の通りである。
地方公営企業法の一部を改正する法律案（太田一夫君外七名提出、衆法第二号）
公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案（太田一夫君外七名提出、衆法第三号）
以上二件 地方行政委員会 付託

沖繩及び北方問題に関する特別委員
渡部 一郎君

（議案付託）
一、去る十三日、委員会に付託された議案は次の通りである。
中小企業構造改善促進法案（玉置一徳君外一名提出、衆法第一号） 商工委員会 付託
一、去る十八日、委員会に付託された議案は次の通りである。
地方公営企業法の一部を改正する法律案（太田一夫君外七名提出、衆法第二号）
公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案（太田一夫君外七名提出、衆法第三号）
以上二件 地方行政委員会 付託

一、昨十九日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。
科学技術振興対策特別委員
角屋堅次郎君 松前 重義君
米内山義一郎君 石野 久男君
畑 和君 華山 親義君

（議案付託）
一、去る十三日、委員会に付託された議案は次の通りである。
中小企業構造改善促進法案（玉置一徳君外一名提出、衆法第一号） 商工委員会 付託
一、去る十八日、委員会に付託された議案は次の通りである。
地方公営企業法の一部を改正する法律案（太田一夫君外七名提出、衆法第二号）
公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案（太田一夫君外七名提出、衆法第三号）
以上二件 地方行政委員会 付託

（特別委員補欠選任）
一、去る十二日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。
沖繩及び北方問題に関する特別委員
中野 明君 渡部 一郎君

（議案付託）
一、去る十三日、委員会に付託された議案は次の通りである。
中小企業構造改善促進法案（玉置一徳君外一名提出、衆法第一号） 商工委員会 付託
一、去る十八日、委員会に付託された議案は次の通りである。
地方公営企業法の一部を改正する法律案（太田一夫君外七名提出、衆法第二号）
公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案（太田一夫君外七名提出、衆法第三号）
以上二件 地方行政委員会 付託

産業公害対策特別委員
佐藤観次郎君 浜田 光人君

（議案付託）
一、去る十三日、委員会に付託された議案は次の通りである。
中小企業構造改善促進法案（玉置一徳君外一名提出、衆法第一号） 商工委員会 付託
一、去る十八日、委員会に付託された議案は次の通りである。
地方公営企業法の一部を改正する法律案（太田一夫君外七名提出、衆法第二号）
公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案（太田一夫君外七名提出、衆法第三号）
以上二件 地方行政委員会 付託

一、去る十八日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。
産業公害対策特別委員
佐藤観次郎君 浜田 光人君

（議案付託）
一、去る十三日、委員会に付託された議案は次の通りである。
中小企業構造改善促進法案（玉置一徳君外一名提出、衆法第一号） 商工委員会 付託
一、去る十八日、委員会に付託された議案は次の通りである。
地方公営企業法の一部を改正する法律案（太田一夫君外七名提出、衆法第二号）
公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案（太田一夫君外七名提出、衆法第三号）
以上二件 地方行政委員会 付託

沖繩及び北方問題に関する特別委員
中野 明君 渡部 一郎君

（議案付託）
一、去る十三日、委員会に付託された議案は次の通りである。
中小企業構造改善促進法案（玉置一徳君外一名提出、衆法第一号） 商工委員会 付託
一、去る十八日、委員会に付託された議案は次の通りである。
地方公営企業法の一部を改正する法律案（太田一夫君外七名提出、衆法第二号）
公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案（太田一夫君外七名提出、衆法第三号）
以上二件 地方行政委員会 付託

一、去る十八日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。
産業公害対策特別委員
佐藤観次郎君 浜田 光人君

（議案付託）
一、去る十三日、委員会に付託された議案は次の通りである。
中小企業構造改善促進法案（玉置一徳君外一名提出、衆法第一号） 商工委員会 付託
一、去る十八日、委員会に付託された議案は次の通りである。
地方公営企業法の一部を改正する法律案（太田一夫君外七名提出、衆法第二号）
公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案（太田一夫君外七名提出、衆法第三号）
以上二件 地方行政委員会 付託

沖繩及び北方問題に関する特別委員
中野 明君 渡部 一郎君

（議案付託）
一、去る十三日、委員会に付託された議案は次の通りである。
中小企業構造改善促進法案（玉置一徳君外一名提出、衆法第一号） 商工委員会 付託
一、去る十八日、委員会に付託された議案は次の通りである。
地方公営企業法の一部を改正する法律案（太田一夫君外七名提出、衆法第二号）
公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案（太田一夫君外七名提出、衆法第三号）
以上二件 地方行政委員会 付託

一、昨十九日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。
科学技術振興対策特別委員
石野 久男君 華山 親義君

（議案付託）
一、去る十三日、委員会に付託された議案は次の通りである。
中小企業構造改善促進法案（玉置一徳君外一名提出、衆法第一号） 商工委員会 付託
一、去る十八日、委員会に付託された議案は次の通りである。
地方公営企業法の一部を改正する法律案（太田一夫君外七名提出、衆法第二号）
公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案（太田一夫君外七名提出、衆法第三号）
以上二件 地方行政委員会 付託

一、農林水産委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十二日これを承認した。

（調査要求承認）
一、農林水産委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十二日これを承認した。

一、農林水産委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十二日これを承認した。

（調査要求承認）
一、農林水産委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十二日これを承認した。

認要求に対し、議長は去る十二日これを承認した。

一、調査する事項
一、農林水産物の振興に関する事項
二、農林水産物に関する事項
三、農林水産金融に関する事項
四、農林水産金融に関する事項
五、農林漁業災害補償制度に関する事項

二、調査の目的
農林水産業の実情を調査し、その振興を図るため

三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間
本会期中
右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めめる。

昭和四十三年十二月十二日
農林水産委員長 足立 篤郎

衆議院議長 石井光次郎殿
一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十三日これを承認した。

一、調査する事項
一、行政機構並びにその運営に関する事項
二、恩給及び法制一般に関する事項
三、国防の整備に関する事項
四、公務員の制度及び給与に関する事項
五、栄典に関する事項

二、調査の目的
国の行政の改善を図り、公務員の制度及び給与の適正を期する等のため

三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間
本会期中
右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めめる。

昭和四十三年十二月十三日
文教委員長 高見 三郎

衆議院議長 石井光次郎殿
一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十四日これを承認した。

一、調査する事項
一、厚生関係及び労働関係の基本施策に関する事項

二、調査の目的
国政調査承認要求書

三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間
本会期中
右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めめる。

昭和四十三年十二月十三日
文教委員長 高見 三郎

衆議院議長 石井光次郎殿
一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十四日これを承認した。

一、調査する事項
一、厚生関係及び労働関係の基本施策に関する事項

二、調査の目的
国政調査承認要求書

三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

二、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する事項

三、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する事項

二、調査の目的
右各事項について実情を調査し、対策を講立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中
右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和四十三年十二月十四日

衆議院議長 石井光次郎殿
社会労働委員長 八田 貞義

国政調査承認要求書

一、調査する事項

二、調査の目的

三、調査の方法

四、調査の期間
本会期中
右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和四十三年十二月十四日

衆議院議長 石井光次郎殿
予算委員長 井出 太郎

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十七日いずれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

地方自治、地方財政、警察及び消防に関する事項

事項

二、調査の目的

地方自治行政の実情を調査し、その健全なる発展に資するための対策樹立

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中
右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和四十三年十二月十七日

衆議院議長 石井光次郎殿
地方行政委員長 吉川 久衛

国政調査承認要求書

一、調査する事項

二、裁判所の司法行政に関する事項

三、法務行政及び検察行政に関する事項

四、国内治安及び人権擁護に関する事項

二、調査の目的

裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政等の適正を期するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和四十三年十二月十七日

衆議院議長 石井光次郎殿
法務委員長 永田 亮一

国政調査承認要求書

一、調査する事項

国際情勢に関する事項

二、調査の目的

国際情勢その他の外交関係事項を研究調査し、わが国外交政策の樹立に資するため

三、調査の方法

関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和四十三年十二月十七日

衆議院議長 石井光次郎殿
外務委員長 秋田 大助

国政調査承認要求書

一、調査する事項

国の会計に関する事項、税制に関する事項、関税に関する事項、金融に関する事項、証券取引に関する事項、外国為替に関する事項、国有財産に関する事項、専売事業に関する事項、印刷事業に関する事項、造幣事業に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、運営を適正ならしめるため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和四十三年十二月十七日

衆議院議長 石井光次郎殿
大蔵委員長 田村 元

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、通商産業の基本施策に関する事項

二、経済総合計画に関する事項

三、公益事業に関する事項

四、鉱工業に関する事項

五、商業に関する事項

六、通商に関する事項

七、中小企業に関する事項

八、特許に関する事項

九、私的独占の禁止及び公正取引に関する事項

項

十、鉱業と一般公益との調整等に関する事項

二、調査の目的

一、日本経済の総合的基本施策の樹立並びに総合調整のため

二、通商産業行政の実情を調査し、その合理化並びに振興に関する対策樹立のため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和四十三年十二月十七日

衆議院議長 石井光次郎殿
商工委員長 小峯 柳多

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、調査する事項

昭和四十三年十二月二十日 衆議院會議録第六号 朗読を省略した議長の報告 議案に関する報告書

九六

一、陸運に関する事項 二、海運に関する事項 三、航空に関する事項 四、日本国有鉄道の経営に関する事項 五、港湾に関する事項 六、海上保安に関する事項 七、観光に関する事項 八、気象に関する事項 二、調査の目的 右各事項の事情並びに行政を調査し、その合理化及び振興に関する対策を樹立するため 三、調査の方法 小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等 四、調査の期間 本会期中 右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。 昭和四十三年十二月十七日 衆議院議長 石井光次郎殿 運輸委員長 大野 市郎	一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十八日いずれもこれを承認した。 国政調査承認要求書 一、調査する事項 一、国土計画に関する事項 二、地方計画に関する事項 三、都市計画に関する事項 四、河川に関する事項 五、道路に関する事項 六、住宅に関する事項 七、建築に関する事項 八、建設行政の基本施策に関する事項 二、調査の目的 建設行政の事情を調査し、その運営を適正ならしめるため 三、調査の方法 小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等 四、調査の期間 本会期中 右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。 昭和四十三年十二月十八日 衆議院議長 石井光次郎殿 建設委員長 加藤常太郎	議院規則第九十四条により承認を求める。 昭和四十三年十二月十八日 衆議院議長 石井光次郎殿 建設委員長 加藤常太郎 国政調査承認要求書 一、調査する事項 一、歳入歳出の実況に関する事項 二、国有財産の増減及び現況に関する事項 三、政府関係機関の経理に関する事項 四、公団等国が資本金の二分の一以上を出資している法人の会計に関する事項 五、国または公社が直接または間接に補助金、奨励金、助成金等を交付した又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する事項 二、調査の目的 決算の適正を期するため 三、調査の方法 小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等 四、調査の期間 本会期中 右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。 昭和四十三年十二月十八日 衆議院議長 石井光次郎殿 決算委員長 大石 武一	本会期中 右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。 昭和四十三年十二月十八日 衆議院議長 石井光次郎殿 決算委員長 大石 武一 一、議案の要旨及び目的 本案、地方公務員等共済組合法に基づく既裁定の退職年金等の支給の状況にかんがみ、その額を恩給法等の改正内容に準じて増額するとともに、退職年金条例等の適用を受けた組合員の退職年金の受給資格の特例につき所要の改善措置等を講じようとするもので、その要旨は次のとおりである。 1 恩給制度の改正に伴う事項 (1) 地方公務員共済組合が支給する地方公務
---	--	--	---

員等共済組合法の規定による退職年金等について、昭和四十二年十月に実施した年金額改定の基礎である給料の増額率を次のとおり改める。

ア 六十五歳未満の者（遺族年金を受ける妻、子及び孫を除く。）については、現行の三十二％を四十四％とする。

イ 法の施行日（昭和三十七年十二月一日）前の期間に係る算定については、六十五歳以上七十歳未満の者及び六十五歳未満の妻、子又は孫については、現行の四十四％を五十四・二％とし、七十歳以上の者については、現行の五十四・二％を六十二％とする。

(2) 市町村職員共済組合が支給する旧市町村職員共済組合法の規定による市町村の旧雇傭人であつた者の退職年金等について、その年金額を、国家公務員共済組合が支給する旧国家公務員共済組合法の規定による旧雇傭人の退職年金等の引上げ措置に準じて、引き上げる。

(3) 恩給法の増加恩給の額の引上げに伴い、

公務廃疾年金及び公務遺族年金の最低保障額をそれぞれ次のとおり改める。

ア 公務廃疾年金の廃疾程度が一級のものについては三十七万二千円を三十八万九千四百円に、二級のものについては二十四万七千二百円を二十五万九千四百円に、三級のものについては十六万九千二百円を十七万八千四百円にそれぞれ引き上げる。

イ 公務遺族年金については九万四千九十四円を九万九千三百五十八円に引き上げる。

(4) いわゆる満日ケースの在職期間等の組合員期間への通算

ア 外国政府職員期間等の組合員期間への通算制限の廃止

退職年金条例又は恩給法の適用を受ける職員としての前歴を有することなく外国政府又は外国特殊法人の職員として昭和二十年八月八日まで在職し、その後退職年金条例又は恩給法の適用を受けた在職期間を有する地方公務員共済組合の

組合員については、その外国政府又は外国特殊法人の職員としての在職期間は、現行法では退職年金の最短期限に達するまでを限度として組合員期間に算入することとしているが、恩給制度の改正に準じ、この制限を昭和四十四年一月から廃止し、同年同月分以降、退職年金等の年額を改定する。

イ 退職料等及び退職年金等の受給権を有する者等の外国政府職員期間等の通算についての調整

退職年金条例又は恩給法の適用を受ける職員としての前歴を有することなく外国政府又は外国特殊法人の職員として昭和二十年八月八日まで在職し、その後退職年金条例又は恩給法の適用を受けた者で、その外国政府又は外国特殊法人の職員としての在職期間を通算して退職料等又は普通恩給等の受給権を有することにも、その在職期間のうち、退職料又は普通恩給の最短期限をこえるために通算されていなかった期間を、年金受給の資

格期間として退職年金等の受給権を有するものについては、その者の選択により、退職料又は普通恩給の最短期限をこえる外国政府職員期間等を退職年金条例又は恩給法による在職期間に通算する。

(5) 恩給法における多額所得停止基準の改正に伴い、退職年金についても、多額所得停止基準の是正につき所要の措置を行なう。

2 その他の事項

(1) 法の施行日の前日（昭和三十七年十一月三十日）に退職年金条例の適用を受けていた地方公務員共済組合の組合員がこの改正法の施行後に退職した場合において、当該退職年金条例の適用を受けた在職年数に通算されない旧軍人の加算年その他恩給法の在職期間及び他の退職年金条例上の在職期間があるときは、これらも当該在職年数に含めて組合員期間と合算した年月数が法の最短期限の満二十年に達しない場合においても、退職年金の受給資格を与える特例措置を適用できるより所要の改正措置を行なう。

(2) 本邦復帰前の奄美群島における市町村の

昭和四十三年十二月二十日 衆議院會議録第六号 議案に関する報告書

議会の議員としての在職期間を有する地方

議會議員共済会の会員について、昭和二十

二年四月三十日から同二十八年十二月二十

四日までの当該在職期間を市又は町村の区

分に就いてそれぞれの共済会の会員であつ

た期間に遡算する。

3 施行期日

恩給年額の改定に伴う退職年金等の年額改
定及びこれに関連する事項(1)の(1)から(3)及
び(5)については昭和四十三年十月一日か
ら、いわゆる満日ケースの在職期間等の組合
員期間への通算(1)の(4)については昭和四十

四年一月一日から、その他の事項(2)につい
ては公布の日から、それぞれ施行する。

二 議案の可決理由

地方公務員の退職年金制度について恩給法等
の改正内容に準じて所要の措置を講ずるとも
に、年金条例職員であつた組合員の退職年金の
受給資格の特例につき所要の改善措置等を講じ
ようとする本案の趣旨は妥当と認め、原案のと
おり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し別紙のとおり附帯決議を附

することに決した。

右報告する。

昭和四十三年十二月十九日

地方行政委員長 吉川 久衛

衆議院議長 石井光次郎殿

〔別紙〕

昭和四十二年度における地方公務員等共済
組合法の規定による年金の額の改定等に関
する法律等の一部を改正する法律案に対す
る附帯決議

政府は、本法の施行にあたり、外国政府又は外
国特殊法人に在勤した職員の雇傭人期間の通算に
ついて検討すべきである。
右決議する。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部
を改正する法律案(内閣提出)に関する報告
書

一 議案の要旨及び目的

本案は、昭和四十三年八月十六日付の給与改
定に関する人事院勧告を、昭和四十三年八月一
日(ただし通勤手当については勧告どおり五月

一日)から実施することとし、あわせて期末・
通勤手当制度の合理化を行なうとするもの
で、その要旨は次のとおりである。

1 全俸給表の俸給月額を改め、指定職以外の
俸給表については千五百円ないし九千五百円引
き上げた額とし、指定職俸給表(甲)については
一万五千元、指定職俸給表(乙)については八千
円ないし一万五千元引き上げた額とする。
(改善率は平均七・一%となっている。)

2 税務職俸給表及び公安職俸給表について特
三等級を、海事職俸給表(一)及び医療職俸給表
(二)について特一等級を新設する。

3 初任級調整手当について、医療職俸給表(一)
適用の医師に対する支給月額の限度を二万円
から二万円に引き上げるとともに、その支給
期間の限度を七年から十五年に延長する。

4 通勤手当について、交通機関等を利用する
者に対する支給月額の限度を二千四百円から
三千六百円に、自転車等を使用する者に対す
る支給月額を五百円から六百円(原動機付の
場合は五百八十円から七百円)に引き上げる
とともに、交通機関等と自転車等を併用す

る者に対して、運賃等相当額と自転車等使用
者に対する支給額とを一定の条件のもとで併
給する。

5 宿日直手当について、人事院規則で定める
管理又は監督の業務を主として行なう宿日直
勤務にあつては、その支給額の限度を、本法
公布の日の属する月の翌月の初日から勤務一
回につき千円(現行五百十円)とする。ただし
土曜日等に退庁時から引き続いて行なわれる
宿日直勤務にあつては千五百円(現行七百六
十五円)とする。

6 期末・通勤手当について、昭和四十四年四
月以降、期末手当の在職期間に應ずる現在の
支給割合に、新たに百分の八十を設けると
もに、期末・通勤手当の支給割合を次のよう
に改める。

(1) 期末手当は、六月を〇・九カ月分(現行
一・一)、十二月を一・九カ月分(現行二・
二)、三月を〇・五カ月分(現行〇)とす
る。

(2) 通勤手当は、六月を〇・五カ月分(現行
〇・三)、十二月を〇・六カ月分(現行〇・

三)、三月を〇(現行〇・五)とする。

7 委員、顧問、参与等の非常勤職員に対する手当について、その支給日額の限度を五千九百円から六千五百円に引き上げる。

そのほか、等級の新設等に伴う暫定手当の支給及び繰入れ等について所要の改正を行なうこととするとともに等級及び号俸の切替え等を規定している。

二 議案の修正議決理由

昭和四十三年八月十六日付の一般職職員の給与改定に関する人事院勧告の趣旨並びに現下の財政事情等にかんがみ、本案は、おおむね妥当と認めるが、実施期日については、修正することと認め、これを別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費及び修正の結果必要とする経費

本案施行に要する経費は、一般会計所属職員分約百四十二億九千百万円、特別会計所属職員分約百二十八億六千四百百万円である。

なお、修正の結果必要とする経費は、約二十

三億六千七百万円の見込みである。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して、床次國務大臣より、本修正に対し「院議として決定される以上、政府はこれを尊重する」旨の意見が述べられた。

昭和四十三年十二月十九日

内閣委員長 三池 信

衆議院議長 石井光次郎殿

〔別紙〕

(小字及び「」は修正)

(一) 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第四百四十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十四項の見出し中「昭和四十三年四月

一日」を「昭和四十三年^七八月一日」に改め、同項

中「改正後の法」を「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十三年

法律第 号。以下「昭和四十三年改正法」と

いう。第一条の規定による改正後の一般職の職

員の給与に関する法律に改め、「昭和四十三年四月一日以降における」を削り、「同日」を「昭和四十三年八月一日」に、「以下」三級地支給額」というを「同日における当該暫定手当の月額の定めがない場合にあつては、人事院規則で定めるこれに相当する額とし、以下」三級地支給額」というに、「昭和四十三年三月三十一日」を「昭和四十三年七月三十一日」に改め、「俸給月額を受ける職員」の下に「昭和四十三年七月三十一日に係る場合にあつては、同日において職務の等級の最高の号俸をこえる俸給月額を受ける職員のうち、昭和四十三年改正法附則第八項の規定に基づき職務の等級の号俸を定められることとなる職員を除く。」を加え、「昭和四十三年四月一日」を「昭和四十三年八月一日」に、「昭和四十三年四月一日」を「昭和四十三年八月一日」に改める。

改正後の法第十条の三第一項、第二十二條第一項及び別表第一から別表第八までの規定並びに第二條から第四條までに規定する各法律のこれらの規定による改正後の規定は同年八月一日から適用する。

(特定の職務の等級の切替え)

3 昭和四十三年八月一日(以下「切替日」という。の前日においてその者の属する職務の等級が附則別表第一に掲げられている職員の切替日における職務の等級は、人事院の定めるところにより、切替日の前日においてその者の属する職務の等級に対応する同表の甲欄又は乙欄に定める職務の等級とする。

〔別紙〕

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、人事院勧告制度の本旨に基づき、昭和四十四年度は、これが完全実施に努力すべきである。

右決議する。

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

一 議案の要旨及び目的
 本案は、一般職職員の給与改定に伴い、特別職職員についてもその俸給月額等の改定等を行ない、昭和四十三年八月一日から実施しようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 内閣総理大臣等の俸給月額については、それぞれ一万五千円増額して、次のように改定する。(カッコ内は現行)

- 内閣総理大臣 (五十五万円、改定なし)
- 國務大臣等 (四十万円、改定なし)
- 内閣法制局長官等 (三十二万円、改定なし)
- 政務次官等 二十八万五千円(二十七万円)
- 内閣官房副長官等 二十七万五千円(二十六万円)

国家公安委員会委員等

二十五万五千円(二十四万円)

土地調整委員会委員等

二十三万五千円(二十二万円)

2 大使及び公使の俸給月額については、國務大臣と同額の四十万円を受ける大使及び大使

五号俸(三十二万円)を除き、それぞれ一万五千円増額して、二十七万五千円(大使、公使四号俸)ないし二十万五千円(大使、公使一号俸)とする。

3 秘書官の俸給月額を七千円ないし三千五百円増額して、十一万五千円(八号俸)ないし四万九千円(一号俸)とする。

4 常勤の委員に日額の手当を支給する場合の支給限度額を六百円増額して一万千円とする。

5 非常勤の委員の日額の手当の支給限度額を六百円増額して六千五百円とする。

6 特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第四百十二号)の附則について、俸給月額の改定等に伴う暫定手当の繰入れに関する規定の改正並びに常勤の委員に対する日額の手当の支給限度額の改定を行なうこととする。

7 日本万国博覧会政府代表及び沖縄島那覇に駐在する諮問委員会委員となる日本国政府代表の俸給月額を、大使・公使に準じてそれぞれ一万五千円増額して二十七万五千円とする。

二 議案の修正議決理由

一般職の職員の給与改定の実情等にかんがみ、本案の趣旨はおおむね妥当な措置と認めるが、実施期日については修正することを適當と認め、これを別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費及び修正の結果必要とする経費
 本案施行に要する経費は、約二千九百万円である。
 なお、修正の結果必要とする経費は、約二百六十万円の見込みである。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨
 国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して、床次國務大臣より、本修正に対し「院議として決定される以上、政府はこれを尊重する」旨の意見が述べられた。

右報告する。
 昭和四十三年十二月十九日
 衆議院議長 石井光次郎殿
 内閣委員長 三池 信

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

(特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第四百十二号)の一部を次のように改正する。

附則第五項の見出し中「昭和四十三年四月一日」を「昭和四十三年^七八月一日」に改め、同項中

「改正後の法」を「特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第 号。以下「昭和四十三年改正法」とい

る)第一条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する法律」に改め、「昭和四十三年四月一日以降における」を削り、「同日」及び「昭和四十三年四月一日」を「昭和四十三年^七八月一日」に改める。

附則第六項を次のように改める。

6 昭和四十三年改正法第一条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する法律第四條第二項の規定の適用については、同項中

「一万千五百円」とあるのは、昭和四十三年^七八月一日から昭和四十四年三月三十一日までの間においては「一万千三百三十四円」と、同年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間においては「一万千九百九十九円」と、同年四月一日以降においては「一万千二百六十五円」とする。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、第一条から第四条までに規定する各法律のこれらの規定による改正後の規定は、昭和四十三年^七八月一日から適用する。

2 第一条、第三条及び第四条に規定する各法律のこれらの規定による改正前の規定に基づいて昭和四十三年^七八月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に特別職の職員に支払われた給与は、それぞれ、これらの法律の当該各条の規定による改正後の規定による給与の内払とみなす。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、今般提出された一般職の職員の給与に關する法律等の一部を改正する法律案の例に準じて、防衛庁職員の俸給月額の改定等を行なうとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 参事官等及び自衛官の俸給については、一般職の例に準じて、その額を改定する。

なお、事務官等の俸給については、一般職の俸給表を準用することは従前のおりである。

2 営外居住者に支給している営外手当を、月額五千五百八十円から六千二百二十円に増額する。

3 防衛大学の学生に支給している学生手当を、月額一万二百円から一万千五百円に増額する。

(以上の改定は、昭和四十三年八月一日から実施)

4 一般職において、昭和四十四年四月一日から暫定手当の一段階相当額の五分の二の額を更に俸給に繰り入れることとしているので、

一般職の例に準じて、同日から参事官等及び自衛官の俸給月額を改定するとともに、防衛大学の学生の学生手当の月額も一万千二百円に改定する。

5 一般職において、昭和四十四年四月一日から期末手当及び勤勉手当の支給に關する制度の合理化を図ることとしているので、一般職の例に準じて、同日から防衛庁職員についても同様の措置を講ずることとする。

6 その他、附則において、俸給の切替え、切替えに伴う措置等所要の規定を定めている。

なお、事務官等の俸給及び医療職の初任給調整手当等並びに職員の通勤手当については、一般職の職員の給与に關する法律の規定を準用しているので、同法の改正に伴い、同様の改定が行なわれることとなる。

二 議案の修正議決理由

防衛庁職員の給与は、一般職の職員の給与との権衡を考慮して定められている実情等にかんがみ、本案の趣旨はおおむね妥当と認めるが、実施期日については、一般職職員にならつて修正することを適当と認め、これを別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費及び修正の結果必要とする経費

本案施行に要する経費は、約百八億千七百万円である。

なお、修正の結果必要とする経費は、約九億八千三百万円の見込みである。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して、床次國務大臣より、本修正に対し「院議として決定される以上、政府はこれを尊重する」旨の意見が述べられた。

昭和四十三年十二月十九日

内閣委員長 三池 信

衆議院議長 石井光次郎殿

〔別紙〕

(小字及び—は修正)

附 則

2 第一条の規定による改正後の防衛庁職員給与法(以下「新法」という。)の規定は、昭和四十三年^七八月一日から適用する。
(俸給の切替え)

昭和四十三年十二月二十日 衆議院會議録第六号 議案に関する報告書

一〇二

5 昭和四十三年八月一日(以下「切替日」といふ)における職員の俸給月額、次項、附則第五項及び附則第七項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級(自衛官にあつては、階級。以下同じ)におけるその者が受けていた俸給月額に対応する号俸と同一の当該職務の等級における号俸による額とする。

国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、寒冷生計費の実態にかんがみ、本年八月十六日付の人事院勧告どおり、本年八月三十一日(基準日)から寒冷地手当の改正を行なうとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 俸給の月額と扶養手当の合計額に対し百分の八十五以内で地域区分ごとに定める割合で算出される現行の定率額を、俸給の月額と扶養手当の合計額に対し百分の四十五以内で地

域区分ごとに定める割合で算出される新定率部分の額と、二万六千八百円以内で地域及び世帯等の区分に応じて算出される新定額部分の額とに区分し、その合算額をもつて定率額にかわる基準額とする。

2 北海道に在勤する職員に支給されるいわゆる石炭加算の額を引き上げることとし、その最高額を世帯主で扶養親族のある職員にあつては二万九千八百円(二千六百円増)、世帯主で扶養親族のない職員にあつては一万九千八百七十円(千七百三十円増)、その他の職員にあつては九千九百三十円(八百六十円増)とする。

3 北海道以外の寒冷地(五級地、四級地)に在勤する職員に支給されるいわゆる新炭加算の額を引き上げることとし、その最高額を世帯主であつて扶養親族のある職員にあつては一万千円(二千四百円増)、世帯主であつて扶養親族のない職員にあつては七千三百五十円(千六百十円増)、その他の職員にあつては三千七百円(八百三十円増)とする。

そのほか、1の基準額が、昭和四十三年八月三十一日における俸給月額と千百円(扶養

手当の平均月額)との合計額に、従前の地域区分ごとに定める割合(百分の八十五以内)を乗じて得た額に達しない場合には、当分の間、その額をもつて基準額とする等の経過措置を規定している。

二 議案の可決理由

本年八月十六日付人事院勧告の趣旨並びに寒冷生計費の実態にかんがみ、本案は、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、約七億七千七百円である。

右報告する。

昭和四十三年十二月十九日

内閣委員長 三池 信

衆議院議長 石井光次郎殿

〔別紙〕

国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

積雪寒冷地帯に優秀な公務員が定着しがたい実

情にかんがみ、給与水準の引上げに伴い、今後における寒冷増賃費の実態等について調査し、新定額分について人事院が増額することを適当と認めるときは、その額を増額するよう措置すべきである。

なお、寒冷地域間の級地区分には、多くの不均衡な地域が認められるのですみやかにその是正の措置をも講ずべきである。

右決議する。

裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、一般の政府職員の給与の改善に伴い、裁判官についても、一般の政府職員の例に準じてその給与を改善しようとするもので、その内容は次のとおりである。

1 東京高等裁判所長官以外の高等裁判所長官の報酬については、これに対応する特別職の職員の俸給の増額と、その他の裁判官については、これに対応する一般職の職員の俸給の増額とおおむね同一の比率でこれを増額する。

2 1の改定に伴い、前回の改正法でとられた暫定手当の報酬月額への繰入れの措置を引き続き行なうため、所要の改正をする。

3 以上の改正は、昭和四十三年八月一日にさかのぼって適用する。

二 議案の修正議決理由

政府は、人事院勧告の趣旨にかんがみ、一般の政府職員の給与を改善するため、今国会に

「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案」及び「特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案」を提出している。

本案は、裁判官についても、一般の政府職員の例に準じて、その給与を改善しようとするもので、適当な措置であると認めるが更に、適用期日について「八月一日」とあるを「七月一日」に改めることが適当であると認められるので、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。なお、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費及び本修正の結果必要とする経費

必要経費は二億六千万円である。なお、本修

正の結果必要とする経費は約二千二百万円である。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して西郷法務大臣より、本修正に対して「尊重する。」旨の意見が述べられた。右報告する。

昭和四十三年十二月二十日

法務委員長 永田 亮一

衆議院議長 石井光次郎殿

〔別紙〕

(小字及び一修正)

(裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「改正後の法律」を「裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第 号。以下「昭和四十三年改正法」という。)」第一条の規定による改正後の裁判官の報酬等に関する法律」に改め、「昭和

四十三年四月一日以降における」を削り、「同日」を「昭和四十三年八月一日」に改める。

附則第三項中「改正後の法律」を「昭和四十三年改正法第一条の規定による改正後の裁判官の報酬等に関する法律」に改め、「昭和四十三年四月一日以降における」を削り、「同日」を「昭和四十三年八月一日」に改める。

附則

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律及び裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律の規定は、昭和四十三年八月一日から適用する。

2 裁判官が昭和四十三年八月一日以降の分として支給を受けた報酬その他の給与は、第一条の規定による改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

〔別紙〕

裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、人事院勧告制度の本旨を尊重すること

はもとより、裁判官及び検察官の職務と責任の特殊性にかんがみ独自の給与体系を樹立し、その優遇策をはかるべきである。特に定員の充足すら困難な憂慮すべき実情にてらし、当面の措置としてその給与の改善について一層努力すべきである。右決議する。

検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、一般の政府職員の給与の改善に伴い、検察官についても、一般の政府職員の例に準じてその給与を改善しようとするもので、その内容は次のとおりである。

1 次長検事及び検事長の俸給については、これに対応する特別職の職員の俸給の増額と、その他の検察官については、これに対応する一般職の職員の俸給の増額とおおむね同一の比率でこれを増額する。

2 1の改定に伴い、前回の改正法でとられた暫定手当の俸給月額への繰入れの措置を引き続き行なうため、所要の改正をする。

昭和四十三年十二月二十日 衆議院會議録第六号 議案に関する報告書

3 以上の改正は、昭和四十三年八月一日にさかのぼって適用する。

二 議案の修正議決理由

政府は、人事院勧告の趣旨にかんがみ、一般の政府職員の給与を改善するため、今国会に「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案」及び「特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案」を提出している。

本案は、検察官についても、一般の政府職員の例に準じて、その給与を改善しようとするもので、適当な措置であると認めるが、更に、適用期日について「八月一日」とあるを「七月一日」に改めることが、適当であると認められるので、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費及び本修正の結果必要とする経費

必要経費は、一億六千七百六万円である。
なお、本修正の結果必要とする経費は約千四百六十六万円である。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して西郷法務大臣より、本修正に対して「尊重する。」旨の意見が述べられた。
右報告する。

昭和四十三年十二月二十日

法務委員長 永田 亮一

衆議院議長 石井光次郎殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

(検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第百四十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「改正後の法律」を「検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第 号。以下「昭和四十三年改正法」という。第一条の規定による改正後の検察官の俸給等に関する法律」に改め、「昭和四十三年四月一日以降における」を削り、「同日」を「昭和四十三年八月一日」に改める。

附則第三項中「改正後の法律」を「昭和四十三年改正法第一条の規定による改正後の検察官の俸給等に関する法律」に改め、「昭和四十三年四月一日以降における」を削り、「同日」を「昭和四十三年八月一日」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律の規定は、昭和四十三年八月一日から適用する。

2 検察官が昭和四十三年八月一日以降の分として支給を受けた俸給その他の給与は、第一条の規定による改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

〔別紙〕

検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、人事院勧告制度の本旨を尊重すること
はもとより、裁判官及び検察官の職務と責任の特殊性にかんがみ、独自の給与体系を樹立し、その

優遇策をはかるべきである。特に定員の充足すら困難な憂慮すべき実情に於ては、当面の措置としてその給与の改善について一層努力すべきである。
右決議する。

衆議院會議録第一号中正誤

ベシ 段 行 誤

正

三 四 元 寸則 寸前
 一六 二 三 行頭は一字下がるべきの誤り。

衆議院會議録第三号中正誤

ベシ 段 行 誤

正

三 四 一 十三年 十三年
 三 三 九 対策 政策
 四 三 七 提出 提案
 五 三 元 求ある 求める
 五 四 八 私には 私は
 四 三 末 おります あります
 四 四 一 徴 一徴
 三 二 末 に対する に対する

昭和四十三年十二月二十日 衆議院會議録第六号

一〇六

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価	一部四十円
(送料別)	
発行所	
東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七	
大蔵省印刷局	
電話	東京 五八二 四四二(大代)